

第4回西知多医療厚生組合議会定例会

会 議 録

平成23年11月4日

西知多医療厚生組合議会

平成23年第4回西知多医療厚生組合議会定例会会議録

1 招集年月日 平成23年11月4日 午前9時30分

2 招集場所 西知多医療厚生組合議場

3 応招議員(14人)

1番	井上正人	8番	大村 聡
2番	斉藤 誠	9番	江端 菊和
3番	田中雅章	10番	島崎 昭三
4番	神野久美子	11番	荻田 信孝
5番	足立光則	12番	黒川 親治
6番	川崎 一	13番	勝崎 泰生
7番	石丸喜久雄	14番	大島 大東

4 不応招議員 なし

5 開閉の日時

開会 平成23年11月4日 午前9時30分

閉会 平成23年11月4日 午後1時10分

第1日 (11月4日)

1 出席議員(14人)

1番	井上正人	8番	大村 聡
2番	斉藤 誠	9番	江端 菊和
3番	田中雅章	10番	島崎 昭三
4番	神野久美子	11番	荻田 信孝
5番	足立光則	12番	黒川 親治
6番	川崎 一	13番	勝崎 泰生
7番	石丸喜久雄	14番	大島 大東

2 欠席議員 なし

3 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため

出席した者の職氏名

管理者	加藤 功	副管理者	鈴木 淳雄
副管理者	渡辺 正敏	副管理者	宮下 修示
会計管理者	北川 憲昭	代表監査委員	中田 潔

[総務部]

総務部長	下村 一夫	総務課長兼 衛生センター所長	蒲田 重樹
経営企画課長	早川 幸宏	新病院建設課長	勝崎 当仁

[東海市民病院]

院長	千木良 晴ひこ	事務局長	小島 正義
事務局次長	片山 健児	管理課長	大西 彰
業務課長	岡田 光史		

[知多市民病院]

院長	種廣 健治	事務局長兼 事務部長	浅田 文彦
管理課長	竹内 愼二	医事課長	新海 本綱

4 オブザーバーとして出席した者の職氏名

[東海市]

清掃センター所長	山口 義晴	健康福祉監	佐治 錦三
----------	-------	-------	-------

[知多市]

生活環境部長 吉戸雅純 健康福祉部長 竹内志行

5 本会議に職務のため出席した職員の職氏名

事務局長 竹内裕之 書記 荻野一枝
書記 伊藤敦己

6 議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4		一般質問について
5	6	平成23年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第2号）
6	認定1	平成22年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定について
7	認定2	平成22年度西知多医療厚生組合衛生事業特別会計歳入歳出決算認定について
8	認定3	平成22年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算認定について
9	同意3	副管理者の選任について

7 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(11月4日 午前9時30分 開会)

議長（井上正人）

おはようございます。本日はお忙しい中、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

会議前に皆様をお願いをいたします。本日は傍聴者の方が多数おみえでございます。発言をされる時は、マイクに近づけて発言をお願いいたします。

それでは、現在の出席議員は、14人でございます。定足数に達しており、会議は成立いたします。

ただいまから平成23年第4回西知多医療厚生組合議会定例会を開会いたします。会議に先立ち、管理者からあいさつをいただきます。

管理者。

管理者（加藤功）

おはようございます。議長のお許しを得ましたので、開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成23年第4回西知多医療厚生組合議会定例会をお願いいたしましたところ、御多忙の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日御提案いたしておりますのは、平成23年度一般会計補正予算、平成22年度決算の認定と人事案件でございます。

何とぞ十分な御審議をいただき、御議決、御認定、御同意を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（井上正人）

それでは、これより会議に入ります。

本日の議事につきましては、皆様に配付いたしました議事日程表のとおり進めたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、4番 神野久美子議員、14番 大島大東議員を指名いたします。

次に日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。今回定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。こ

れに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって会期は1日と決定いたしました。

日程第3「諸般の報告について」を議題といたします。

監査委員から議長のもとに、地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第3項の規定による平成23年8月分及び9月分の例月出納検査結果報告並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による資金不足比率についての報告が提出されておりますが、お手元にお配りしたとおりでございますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

日程第4「一般質問について」を議題といたします。

皆様に配付いたしました一般質問通告一覧の順序に従い、質問をしていただきます。

なお、質問時間は、質問、答弁、要望を含め1人30分以内ですので、よろしくお願いたします。

残り時間の表示につきましては、25分を経過するまでは5分刻みで表示し、5分を切った時点からは1分刻みで表示し、残り時間がなくなりますと、タイマーの音でお知らせいたします。

それでは一般質問に入ります。10番 島崎昭三議員の発言を許します。

10番 島崎昭三議員。

10番 島崎昭三議員

議長の御指名をいただきましたので、さきに通告をいたしました内容に基づいて質問をいたしたいと思っております。

1番目は、新病院建設場所の変更に伴う諸課題についてでございます。この内容は、去る8月29日の議員協議会の場におきまして、当初の建設予定地であります知多市緑町地内では、災害時に求められる医療機能維持が困難となる可能性があることから、両市の合意を受けて新病院建設予定地を東海市中ノ池地内、現行の東海市民病院本院用地に変更しましたということでございます。こうしたことを踏まえて以下質問をいたします。

一つ目は、基本設計の変更には違約金等が発生するかどうかをお聞きいたします。

二つ目には、用地の変更に伴いまして建設費用に変更が生じるのか否かをお聞き

いたします。

三つ目は、東海市民病院本院の解体費用、さらには本院解体中には分院を活用するという点でございますので、分院の整備費用はどの程度を見込んでいるのかお伺いをいたします。

四つ目でございますけれども、建設に向けて両市の負担割合はいつごろ決定されるのかをお聞きいたします。

五つ目には、新病院の名称はいつごろ決めるのかお伺いをいたしたいと思っております。

次は2番目でございますけれども、新病院と現知多市民病院の機能分担についてお聞きをいたしたいと思っております。とりわけ平成22年度の事業報告書によりますと、東海市民病院分院の療養型病床、ここには介護と医療がありますが、平成22年度は前年度と比較して常勤医師の確保ということもあったようですけれども、延べの入院患者数は21年度に比べまして22年度は4,620人の増の1万4,808人、1日当たりに直しますと12人増の39人ということで、増えているようでございます。また22年度のその利用者の割合をお聞きいたしますと、地元の東海市が当然でございますけれども53%、知多市では21%、両市で合わせて74%ということで、4分の3は両市の市民の方が利用されているということでございます。このように、この療養型病床というのは、非常にニーズがあるということでございます。こうしたことを踏まえまして、一つ目は、新病院は急性期に特化した病院になるということでございますけれども、現在の知多市民病院にこうした療養型病床の設置を考えているかどうかについてお聞きをいたしたいと思っております。

3番目は、現在の病院事業についてお聞きをいたしたいと思っております。

一つ目として看護師不足が懸念をされておりますけれども、その対応策についてお伺いをいたします。

それから二つ目としては、両市民病院における人事交流がなされているようでございますけれども、その内容についてお聞きをいたしたいと思っております。

議長（井上正人）

管理者。

管理者（加藤功）

島崎昭三議員の御質問にお答えさせていただきます。

質問事項1、新病院建設場所の変更等に伴う諸課題についてでございますが、3

月11日の東日本大震災を受け、新病院建設予定地を知多市緑町から東海市中ノ池、現東海市民病院に変更いたしました。そのため、平成27年度開院予定の新病院建設計画を着実に進めるためには、遅くとも来年秋ごろから東海市民病院本院を取り壊すことが必要と考えております。こうしたことから、東海市民病院本院の移転計画等につきましては、現在調整をさせているところでございます。

各質問事項に対する答弁につきましては、担当部長から答えさせますので、よろしくお願いいたします。

議長（井上正人）

総務部長。

総務部長（下村一夫）

質問事項1、新病院建設場所の変更等に伴う諸課題についての1点目、基本設計の変更には違約金等が発生するのかわかりませんが、新病院の基本設計の業者選考につきましては、プロポーザル方式により行い、7月8日に設計候補者を山下・江端設計共同企業体に決定いたしました。建設予定地の見直しの可能性があるため、設計候補者の了解のもと、予定地が変更された場合に再度提出していただく技術提案書の評価を行うまでの間、契約を見合わせていました。その後、9月12日の建設予定地変更の決定により、敷地変更に伴うプロポーザル技術提案書の一部修正を求め、審査委員長に再度提案書の評価を依頼し、敷地が変更されても十分対応できる優秀な案であり、また設計事務所としての能力も十分であるとの評価をいただきましたので、10月13日に山下・江端設計共同企業体と契約を締結し、現在に至っているものでございます。御質問の基本設計の変更に伴う違約金につきましては、発生していないものと考えております。

続きまして2点目、建設費用に変更は生じるのかわかりませんが、建設予定地が東海市民病院本院用地に変更になっても、基本構想・基本計画で策定した新病院の機能、規模は変わることがないため、現在のところ建設費用に大きな変更はございません。しかしながら、東海市民病院の解体費、東海市民病院分院や知多市民病院への患者や病院機能の移転に伴う改修費、移動費などにつきましては、新たに必要になると考えておるところでございます。

続きまして3点目、東海市民病院本院の解体、分院の整備費用はどの程度見込んでいるのかわかりませんが、東海市民病院本院の解体費用につきましては、解体工

事設計費と解体工事費で約2億6,000万円を見込んでおります。また分院等への医療機能の移転に伴う施設整備費、医事や検査などの病院内のシステムの移動調整費、患者や医療機器の移動費などの経費が必要になりますが、まだ費用については十分な精査がなされておりませんので、予算編成に向けて詳細を現在検討しているところでございます。

続きまして4点目、両市の負担割合はいつごろ決定するのかでございまして、両市は新病院建設予定地の変更を契機に、経費の支弁方法（負担割合）について見直しなどの必要な協議を進めております。見直しの時期につきましては、平成24年度予算に反映できるよう現在調整を進めております。

続きまして5点目、新病院の名称はいつごろ決まるのかでございまして、新病院の名称につきましては、工事が具体的に見えてきた時期を目途に、今後調整、検討してまいります。

続きまして、質問事項2、新病院と現知多市民病院の機能分担についての1点目、新病院は急性期に特化した病院になると思われるが、知多市民病院に療養型病床の設置を考えているのかについてでございまして、新病院は基本構想・基本計画にありますように急性期の2次医療を提供する病院であり、慢性期の医療提供につきましては、今後検討するものでございます。

なお、現在東海市民病院分院で提供している慢性期の医療機能につきましては、新病院開院後の知多市民病院を利用できるよう、知多半島医療圏北西部の医療状況を踏まえつつ、地域医療連携の観点からも地元医師会などの御意見を参考に、愛知県などと必要な協議を始めたいと考えております。

議長（井上正人）

知多市民病院事務局長。

知多市民病院事務局長（浅田文彦）

御質問の3番目、現在の病院事業について、御質問要旨の1点目、看護師不足が懸念されるが、その対策についてでございまして、看護師不足により診療体制に支障のある事例も多く見られており、看護師確保は現病院の存続においても、また新病院の体制整備においても重要な課題であると認識しております。東海市民病院におきましては、看護師養成学校からの実習生の受け入れを積極的に行い、学校や学生との継続的な関係を深めることにより看護師確保につなげているところでござい

ます。また、知多市民病院においては、知多市立看護専門学校からの卒業生を中心に人材確保に努めているところでございます。特に、昨年度より病院側からの学校生徒への働きかけに一段と力を注いでいるところで、実習に訪れる学生に対する医師、看護師からの積極的な声かけや、実習の機会に現役の看護師と懇談する茶話会の開催、就職説明会では直近の先輩看護師からの体験談やアドバイスの機会を設けるなど、就職に対する心理的な不安の解消に努めるとともに、看護師としての職業に希望が持てるような環境づくりに努めてまいりました。また、新病院に向けての話題を紹介することにより、新しい環境への期待を膨らませてもらうことや、東海市民病院との関係では、学校主要行事への参加や実習の受け入れ、講師の派遣などについて協力を進めております。これらの取り組みの結果、来年4月の知多市立看護専門学校卒業生又は卒業見込み者の採用予定者数は13名であり、また1年生、2年生では各20名を超える8割前後の生徒が就職を前提とする奨学金を受給しており、看護師不足の時代に期待の持てる成果を上げていると考えております。

次に御質問要旨の2点目、両市民病院間における人事交流の内容についてでございますが、人事交流は両院を相互に理解し、お互いの人間関係を築いていくためには重要であると認識しております。看護部においては昨年度より相互に人材を派遣し合う人事交流を行い、現場での業務を通して相互理解の機会を設けてまいりました。また、両院スタッフの接点という意味では、新病院建設に関する部門別のワーキングにおいて、各分野ごとに両院の医師、看護師、医療技術者、事務職員が同じテーブルで話し合う機会を重ねております。これらの実践を通じて、病院の歴史や文化、さらに病院の体制や手順などお互いに異なる点について理解が深まってまいりました。新病院の開院を目指して人事交流の機会を拡大し、一層の交流を進め、両院の職員が一体となって医療に取り組む体制づくりを進めていきたいと考えております。

議長（井上正人）

10番 島崎昭三議員。

10番 島崎昭三議員

答弁いただきましたので、より深く理解するために再質問をお願いしたいと思います。

まず1番目の一つ目のプロポーザルの関係でありますけども、結果的に山下・江

端設計共同企業体を今回の病院建設のプロポーザル企業に継続した理由を明確にお聞きしたいと思います。

それから二つ目の建設費用の関係でありますけども、建設建物の延べ床面積は今回の敷地面積が変わることによって縮小されるのかどうか、その点についてお聞きをしたいと思います。

それから三つ目は分院の関係でありますけども、本院の解体中の分院の活用につきまして、どの程度の活用を期待しているのかお聞きをいたします。

それから四つ目の負担割合の関係では、東海市民病院の本院の解体工事が始まりますけども、その費用並びに分院の整備費用は通常の西知多医療厚生組合の運営費の中で処理できるのかどうか。

それから五つ目ですが、新病院の名称の関係では市民からの公募を考えているのかどうか、その点について再質問をいたします。

それから3番目の現在の病院事業についての一つ目でありますけども、西知多医療厚生組合として看護専門学校の必要性についてどう考えているのか再質問をいたします。

それから最後は同じ3番目の二つ目でありますけども、人事交流について報告いただきましたけども、その効果についてお聞きをいたしたいと思います。

議長（井上正人）

総務部長。

総務部長（下村一夫）

島崎議員の再質問にお答えさせていただきます。

1点目のプロポーザルを継続した理由ということでございますが、プロポーザルによる決定方法とは、組合が出した課題に対しまして設計事務所から技術提案を受け、学識経験者、両市の副市長、病院長からなる審査会委員が書類審査やヒアリングにより新病院基本設計に最適な能力のある業者を選ぶ方法であり、建設予定地が変更になっても業者の能力は変わるものではありません。また、今回建設予定地の変更により修正した提案書を審査委員長に再度評価していただき、適切であると確認をし、契約の相手方としたものでございます。

続きまして、新病院の延べ床面積は縮小されるのかどうかでございますが、基本構想・基本計画でお示ししております新病院で必要な医療機能を確保するためには、

延べ床面積で申し上げますと、約4万平方メートルとされております。今後、基本設計の中で詳細は調整することとなりますが、大きな変更が生じないように行ってまいります。しかしながら、建設予定地が変更になりまして、敷地面積が当初の約6万平方メートルから約4万2,000平方メートルとなったことに伴いまして、駐車台数について約600から700台程度となるものでございまして、駐車場不足が懸念されますので、敷地外に駐車場を求めるなど今後検討を行ってまいります。

3点目の東海市民病院分院をどの程度活用をするのかでございましてけれども、現在両市民病院の間で調整を行っておりまして、どの医療機能を東海市民病院分院に移動するのか詳細には決定しておりませんが、知多市民病院との調整の上、東海市民病院分院の機能が活用できるよう整備を進めてまいります。

続きまして、東海市民病院本院の解体費用、分院の整備費用は、病院の運営費で処理するかどうかでございまして、東海市民病院本院解体費用は新病院建設に伴う経費、それから分院の整備費などにつきましては、内容によって病院の運営費になろうかと思っております。いずれにいたしましても西知多医療厚生組合が負担するものでございます。

続きまして、新病院の名称につきまして市民からの公募を考えているのかでございまして、新病院は、今以上に両市の市民の皆様方から自分たちの市民病院を大切にしていこうという意識を持っていただくことが非常に大切なものと考えております。その一つの方法といたしまして、市民の皆様から名称を公募することについては有効な方法と考えておりますので、公募の実施につきましても検討してまいりたいと考えております。

議長（井上正人）

知多市民病院事務局長。

知多市民病院事務局長（浅田文彦）

質問事項の3点目、現在の病院事業についての再質問につきまして、まずそのうちの1点目、看護専門学校必要性でございまして、昨今の看護師の人材環境を見たときに、その必要性は一段と高まっておるといふふうに認識しております。当面は看護専門学校を積極的に支援し、連携強化に努めてまいりたいといふふうに考えております。

それから2点目の人事交流の効果でございまして、病院の一体化に向けては目に

見える建物や機器、システムだけでなく、人と人との心のつながりというのが非常に重要であるというふうに考えておりました、現在の交流の取り組みはますます拡大させていく考えであります。今後、病院としての一体感を形成していくために、一段とその効果を期待していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（井上正人）

島崎議員、要望がありましたら発言を許します。

10番 島崎昭三議員。

10番 島崎昭三議員

再答弁も含めまして理解をいたしたところでございます。

それでは意見、要望を申し上げたいと思います。私はこれから建設に向かっている新病院のあり方等については、一つの手段だというふうに考えております。目的は、あくまでもいかに高度な医療を市民に提供できる体制をとっていかということだと考えております。そのためには充実した医療体制のもとで、そうした市民サービスに向けた体制をきっちりとしていかなければいけないというふうに考えているところでありますし、また市民は、この新病院が信頼できる病院になることを求めているというふうに判断をいたしているところでございます。

それから二つ目は、現在のこの西知多医療厚生組合の体制の中での大きな課題としては、経営基盤の確立があると思います。しっかりとした経営基盤を確立をして新しい病院の経営につなげていくこと、これが一番求められている現在の足元の状況だろうというふうに考えております。22年度の会計報告を見ますと、医業収益に占める人件費の割合は65%ということで、非常に高い数字を示しております。これは過渡的な数字でありますから、この数字だけではなかなか言えないところがあると思いますが、そういったものを一つの経営指標として、今後、例えば今申し上げました人件費率を下げるだとか、そんな目標を立てながら、この準備期間、助走をしていただきたいなというふうに考えております。さらには、人事交流もなされているようでありますから、これも新病院開院に向けてしっかりとした心合わせをしながら進めていっていただきたいなというふうに考えているところでございます。

要望でありますけども、具体的にはこの8月の視察の中で、八女あるいは大牟田

の中では、看護師を確保するために院内保育をきっちりやっていたようでございました。したがって、それら先進地を見た上で、新病院にも院内保育も取り入れていただくようお願いをしたいと思います。

それから2点目は、看護師不足に対応して、ただいまの看護専門学校の状況も御説明いただきました。今後、新病院についてはこの看護専門学校の位置づけ、あり方、そんなものをどのようにしていくのか、前向きに検討をいただきたいということでございます。

それから建設地が変わることによりまして、先ほど答弁いただきましたけども、駐車場の台数問題が出されました。今後、敷地外に600から700台を超える部分については検討していくということでございますけども、一つはやはり市民が利用しやすい駐車場というのが大切だろうと思っておりますので、この駐車場問題や市民バスのあり方も含めて、総合的に市民の利便性について御検討いただくことを要望としまして質問を終わりたいと思っております。

議長（井上正人）

以上で10番 島崎昭三議員の質問を終わります。

続きまして、12番 黒川親治議員の質問を許します。

12番 黒川親治議員。

12番 黒川親治議員

議長のお許しを得ましたので、通告順に従いまして次のことを質問いたします。

1点目は新病院建設見直しについて、2点目は建設予定地の東海市民病院本院予定地についてであります。明確な答弁をお願いいたします。

新病院建設につきましては、東海市・知多市病院連携等協議会の中間報告を受け、平成21年11月6日に知多市、東海市の両市長が両市民病院の一部事務組合による共同経営について合意したことにより決定をしています。しかし、この合意に至るまでの経緯について、大きな疑問と問題があると私は考えています。

第1に市民の声がほとんど聞かれてない。例えば、これは知多市においてであります。知多市の9月12日の全員協議会で報告がなされました。共産党の中平議員が市民アンケートで市民の声等を、と市長に質問いたしましたが、市長は「議会で報告している、多くの市民は賛成。」と言ってます。もともと東海市と知多市の市民病院統合計画は、2007年当時の自公政権により総務省に設置されました公

立病院改革懇談会が、自治体が行っている病院事業の経営効率化を求める公立病院改革ガイドラインによる公立病院再編成により行われたものであります。これは改革を通じて、病院数、病床数を減らすといった、財政収支面だけの観点で計画を立てさせるものであります。医療格差の是正、医師、看護師不足の解決策など、さらなる高齢化に向けた地域医療体制の充実、確保の観点は全くありません。まさに国、県が進めてきたものであります。今回の両市民病院統合は、多くの市民の意見を聞くことなく進められてきたものであります。

第2に、新病院の医師や病院で働く職員の皆さんの声や意見が反映されていないということであります。今年2月10日に開かれました、第3回新病院建設医療懇話会で二村座長、元名古屋大学の病院長であります、この二村座長は市民病院の院内で医者とか看護師、技師、事務職が集まり、みんなでこういう病院をつくるという組織の必要性を述べています。しかし、院内にはそのような組織もなく、市民病院で働く医師などの意見を聞くことなく進められ、医療現場の人たちはますます働く意欲をそがれる状況であります。

第3に、医師の確保の保証が全くないということであります。病院統合について開催されました東海市・知多市医療連携等あり方検討会は、平成20年8月6日から平成21年2月17日までに6回開催されています。また東海市・知多市病院連携等協議会は、平成21年7月3日から平成22年1月19日までに5回開かれています、これらの会において医師不足のことは論議がありましたが、新病院建設により医師が確保できるという保証はだれもしていません。記録としてあるということは私は見たことはありません。まさに医師確保の保証はないと言わなければなりません。

第4に、地元医師会にもほとんど相談をされていない。新病院建設を提言いたしました東海市・知多市病院連携等協議会には、両市の医師会から参加していますが、参加した医師から地域医療のあり方などの発言はありましたが、結論ありきの会議であり、地元医師会の意見が反映されているとは考えられません。9月22日に知多市医師会、知多市の場合医師団だそうですが、医師会と知多市長、当組合の部長との話し合いはされています。医師団から「建設予定地の東海市民病院本院用地への決定についてはなんら相談がない」、「新しい病院の建設を待たず東海市民病院は外来のみにし、入院を知多市民病院に統合する」などの意見が出されていますが、

これら地元医師会の意見を本当に反映しているのか疑問であります。さらに、将来、病院経営は健全化できるのか不明です。5年以内に建設するという確たる根拠も不明です。毎年落ち込む構成市の財政に、さらなる病院建設費用を市民に負担させることはできません。

以上のことにより、次のことを質問いたします。

1点目は、両市民病院統合をやめ、新病院建設はやめるべきと考えるが。

2点目は、東海市、知多市の市民病院の医療連携を推進すべきであるがどうか。

二つ目は、建設予定地の東海市民病院本院用地についてであります。

今回の東海市民病院本院用地への建設計画は、東海市と知多市の市長と議長の4者会議で決められました。結果は西知多医療厚生組合議会と両市議会に報告され、発表されています。両議会には決議権はなく聞くだけ。もちろん統合に反対している私と共産党中平議員は問題を指摘いたしました。市長の報告が結果としては認められています。計画では、知多市民病院は新病院の後方支援病院として位置づけています。知多市長は、現在の管理者であります。9月に各地で開かれた敬老会のあいさつで、知多市民病院は療養型の病院として残ると言っていますが、このことは今から協議することの一つであり、今までの市民病院としての機能を果たすことはできません。もともと国の方針は、両市の病院を統合することによって病床数を減らすことが最大の目的であり、知多市民病院を残せばその目的は達成できません。また、後方支援の必要がなくなれば知多市民病院はなくなるのが明確であります。

以上のことから次のことを質問いたします。

1点目、知多市、東海市の両議会は了承したのか。

2点目、地元医師会の医師団、医師会の意見を聞いているのか。

3点目、東海市民病院は加木屋断層が近くにあり、地震が予測される場所であり、これでいいのか。

4点目、知多市民病院は新病院の後方支援病院としておりますが、後方支援の必要がなくなったら知多市民病院は廃止されるのか。

5点目、知多市緑広場が白紙になってわずか2週間で両市の市長と議長で決めましたが、なぜか。

以上が質問ですが、重ねて要望いたしますが、再質問は1回しかできませんので

明確な答弁を端的にお願いいたします。

議長（井上正人）

黒川議員、質問の順番が違ってたような気がするんですけど、通告のとおりにさせてもらってよろしいですか。

12番 黒川親治議員

いいです。はい。

議長（井上正人）

はい。よろしくお願いいたします。

管理者。

管理者（加藤功）

黒川親治議員の御質問にお答えさせていただきます。

御質問事項1、新病院建設の見直しについてでございますが、病院統合、新病院建設は、大学病院関係者や地元の医療関係者等の専門家で組織した東海市・知多市医療連携等あり方検討会、その提言を踏まえ、市議会議員、住民代表、医療関係者で組織した東海市・知多市病院連携等協議会での協議や提言を踏まえ、東海市、知多市でそれぞれ病院を維持し続けるには困難なことになると判断したものであり、市民の命と健康を守っていくためには、この新病院建設は必要不可欠なものと考えております。

各質問事項に対する答弁につきましては、担当部長から答弁させますのでよろしくお願いいたします。

議長（井上正人）

総務部長。

総務部長（下村一夫）

質問事項の1、新病院建設の見直しについての1点目、両市民病院統合をやめ、新病院建設はやめるべきであるがどうかでございますが、深刻な勤務医師不足などによる地域医療崩壊の危機にさらされる中、東海市、知多市はそれぞれの病院で医療を提供しており、病院施設や医療機器の更新費用の増大、また、医療従事者の確保や安定経営などさまざまな問題を抱えておりました。これらのことから、近い将来必ず訪れる病院建て替えの時期まで、各々の病院を存続させることは大変厳しい状況にあると認識しております。この課題解決のために、両市民病院の連携、協力、

再編等に関してどうしていくべきかを、東海市・知多市医療連携等あり方検討会や、東海市・知多市病院連携等協議会で御検討いただき、東海市民病院と知多市民病院の経営状況は非常に厳しく、新病院建設を早期に実現することが医師の確保や施設修繕経費の節減につながるとともに、スケールメリットを生かした医療機能の向上などが期待できるとの御提言をいただきました。知多半島の北西部地域に求められる2次救急医療や質の高い地域医療を両市の市民に提供していくために、今このときに両市で新病院建設を進める必要があると考えております。

続きまして2点目、東海・知多市民病院の医療連携を推進すべきであるがどうかでございますが、現在の状況といたしましては、新病院を建設し、平成27年度開院を目指すため、両市の病院経営を統合し、役割分担による機能連携を進めているところでございます。具体的には、救急医療につきましては、救急患者をより早く専門医が診察できるよう両病院での救急当番医師を確認し、専門医がいる病院で受診できるよう連携をとっております。また、小児科、産婦人科、脳神経外科などの診療科につきましては、入院患者の受け入れなどについて役割分担による医療を提供しているところでございます。今後も、両市民病院における医療機能の向上、経営の改善などに努めてまいります。連携による医療提供には限界があることから、完全統合により医療資源を集約し、地域完結型の中核病院として地域医療を守り、市民の安心と健康を確保できるよう新病院建設を着実に進めてまいりたいと考えております。

続きまして質問事項2、建設予定地の東海市民病院本院予定地についての1点目、両市民の意向を聞いているのかでございますが、本年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、東北地方を中心とした甚大な被害を目の当たりにし、また、多くの医療関係者や市民の皆様からの御意見もあり、より高い安心・安全な視点を重視し、当初の建設予定地を再検証するとともに、これまでの候補地を含めた新たな建設予定地を検討し、総合的な判断から東海市民病院本院用地を新病院建設予定地としたものでございます。

続きまして2点目、知多市、東海市の両議会は了承したのかでございますが、今回の建設予定地の変更につきましては、災害時にも病院機能が発揮できる安全性の高い場所、開院までのスピードを重視し、用地取得に要する時間を考慮した中での公共用地等、両市の市境から近い場所、基本構想・基本計画で示した病院機能が確

保できる場所、利便性を重視し公共交通アクセスや救急搬送などに適した場所、こういった五つを選考要件といたしまして知多市緑町を建設予定地としたことと同様に、両市長及び同市議会議長で候補地の一本化を協議を重ねていただき、組合議会全員協議会で建設予定地変更を報告し、承認をいただきました。その結果につきましては、両市の全員協議会において報告していただき御理解をいただいているものでございます。

続きまして3点目、両市の地元医師会の意見を聞いているのかでございしますが、東北地方太平洋沖地震の発生後におきまして、市民の皆様や両市の医師会、医師団からも建設予定地に対する御意見をいただいております、それら皆様の御意見も尊重した上で建設予定地を東海市民病院本院用地としたものでございます。

続きまして4点目、東海市民病院は加木屋断層が近くにあり、地震が予測される場所でありいいのかでございしますが、加木屋断層について愛知県活断層調査委員会等の資料によりますと、主要地方道名古屋半田線付近にあり、活断層地震の可能性は活動間隔2万年といわれ、発生の可能性は低いものと考えられています。また、地震に関しては、建物への被害を最小限に抑える免震構造で対応しておりますので、問題はないと考えております。

続きまして5点目、知多市民病院は新病院の後方支援病院としているが、後方支援病院の必要がなくなったら知多市民病院は廃止されるのかでございしますが、新病院開院後の知多市民病院の活用方策につきましては、新病院の後方支援病院として位置づけられるよう調整を進めることとしております。仮にではございますが、将来的にその使命を全うした後については、他用途への転用を含めさまざまな利用について検討がなされるものではないかと考えております。

続きまして6点目、知多市緑広場が白紙になってわずか2週間で両市の市長と議長で決めたがなぜかでございますが、建設予定地変更の発表は、8月29日にさせていただきましたが、東北地方太平洋沖地震による被害状況を目の当たりにし、いま一度、建設予定地の検証をすべきではないかという考えから、内部的ではありますが、地震直後から再検証を始めておりました。再検証では従来のスピード感、利便性、経費の軽減のほかに、より高い安心・安全な視点を重視し、知多市緑町地区を含む4カ所の候補地の再検証を行いました。いずれも条件的に合わないため、再度条件に合う場所として公共用地を中心に選考いたしまして、現東海市民病院本

院用地と現知多市民病院用地の2カ所を最終候補地として検証を重ねてきました。

8月29日に建設予定地を白紙に戻し、9月12日に建設予定地を東海市民病院本院に決めたことを発表するまでの2週間につきましては、最終調整に要した期間でございます。

以上でございます。

議長（井上正人）

黒川議員、再質問または要望がありましたら許します。

12番 黒川親治議員。

12番 黒川親治議員

では再質問します。

一つ目ですが、市民病院の統合の最大の理由とは、医師不足によるものでありますよね。先ほど述べましたように医師確保の保証がない。病院統合を事実上決めた連携等協議会には参与として、また、新病院懇話会には座長として愛知県病院事業庁長の二村雄次さん、元名古屋大学医学部附属病院長が入っています。つまり愛知県として医師確保のある程度の保証があると思われそうですが、そうではないんです。愛知県の医師確保対策、奨学金事業は組まれておりますが、全国の最低水準で平成21年に予定10人が実績は5人、平成23年度予算では16人となっております。全く大差ありません。隣県では、岐阜県は93人、静岡県は123人、三重県は125人、これは平成21年度ですが医師確保に対する姿勢は、いかに愛知県はお粗末かが分かります。このような状況で愛知県に医師確保に期待していいのかどうか全く疑問であります。愛知県には医師確保の意思が全くないと感じます。その中で当組合の病院に医師確保ができるのかどうか、それを一つお尋ねしたいです。

議長（井上正人）

黒川議員、医師確保の質問は、第1質問にないんですけども。

12番 黒川親治議員

医師確保は、この中に入ってますよ。

議長（井上正人）

第1質問の項目にはございませんので。

12番 黒川親治議員

再質問ですから、さっきの部長のお答えの中で医師の確保と言っております、そ

れに対して聞いたわけですから。項目の中には入ってますよ。

議長（井上正人）

項目をずらして再質問することは認められませんので、項目に沿ってやってください。

1 2 番 黒川親治議員

再質問というのは向こう側の答弁に関してこちらが質問するんですから、同じこと聞くのでは再質問ではないじゃないですか。

議長（井上正人）

この項目の中に関する質問を再質問にしてください。

1 2 番 黒川親治議員

それは項目の中にすべて入ってるわけですよ。ですから、私は質問します。

二つ目は財政問題ですが、先ほど部長は答弁の中で、将来的には赤字続きでこれを是正するには新しい病院の建設しかないと言ったわけですよ。そういうこと考えたら、この財政問題というのは大きな問題なんですよ。基本構想・基本計画の中では建設費約180億円と言ってます。しかし、島崎さんの質問の中でもそういう若干のニュアンスありましたけども、それ以上かかるのではないかと予想されます。特に構成市の中の知多市の場合ですが、交付団体になって平成24年度予算も非常に厳しく5億8,000万円ぐらい減収と予想されているんです。しかも、新病院建設に伴う負担金がさらに、市民生活への影響を考えると、財政面では新病院建設はやめるべきだと私は考えます。管理者である知多市長として市民に責任をとれるのか。管理者であると同時に、知多市民にも大きな責任があるわけなんです。この件をお伺いしたいと。

それから市民の間では、これで知多市の市民病院なくなり、実質的に東海市民病院になってしまったと、これは知多市民が言ったのです。それならば当初の計画では位置の設定については4カ所決めましたよね。緑広場を除いて全部市境ですよ。ところが、知多市民病院と東海市民病院の跡地というのは、基本構想・基本計画に全くないところなのです。その中で東海市民病院に持っていったと。それは周辺の人は喜ぶですよ。実質的に東海市民病院が新しい病院になったと言っても過言ではないと。これは市民が言っておるんです。私じゃないですよ。そういう点で考えますと、財政的には非常に豊かな東海市にお任せすると。実質的には東海市民病院

の新病院としてやっていただく方向も一つの手じゃないかというふうに私は考えている。そして、今から100億円以上かけるのであれば半分の50億円かけて、知多市は知多市独自で現在の知多市民病院を充実させることが必要じゃないでしょうか。私も福岡の大牟田市立病院と八女総合病院の視察に行きました。両院ともベット数は300床以下にもかかわらず、黒字です。医師の確保と医師がいかにかやる気を起こすか、そこが大きなことだと思います。それについて管理者にお聞きしたいと思います。

それからもう一つ、先ほどの答弁で、両市議会について報告をして、承認をされたと言っておりました。報告することがなぜ承認なのですか。報告はあくまで報告でしょう。新たに議会にかけたわけじゃないのですよ。それはぜひお尋ねしたい。

それから地震の問題ですが、建築屋さんは今の建設技術からすれば、どういう場所であろうと建てるんですよ。この活断層の問題ですが、平成16年10月13日に地震調査研究推進本部地震調査委員会が報告していますが、この中では活断層が動くから地震が起こることが証明されています。活断層は通常小さい動きで起きていますが、地球の表面にあらわれるときは大きな地震とそれに伴う津波、地層沈没とかの付随した現象が起きます。活断層のさまざまな動きとして、一定方向ではありません。なぜならマントルというものが動いているからです。しかし、確認されていることは、活断層が四方に急激に動くプレートを動かし地震が起きます。活断層の怖いところは、震源が浅くかつ規模の大きな地震を起こすこと、それは将来においても繰り返すことと指摘しています。10月8日に地震学会が開かれました。東日本大震災に対して「地震の予知はできない、どこでも地震の起きる可能性ある。」と反省しております。2万年に1回と言うけど、明日が2万年に1回かもしれません。そういうことを踏まえてこの問題、これはもう撤回すべきだと思います。

以上です。

議長（井上正人）

それでは答弁できる範囲で答弁してください。

総務部長。

総務部長（下村一夫）

黒川議員の再質問にお答えをさせていただきます。

医師の確保につきましては、愛知県からの医師派遣ということではなく、当地域

で申し上げますと、名古屋大学医学部あるいは藤田保健衛生大学からの医師を派遣をいただいておりますところをごさいます、そういった意味で両大学の職で申し上げますと副院長の方に先ほど来御説明した会議に継続して御出席をしていただき、そういった大学病院から医師を新病院に派遣するためには、一定の規模であり一定の医療機能が提供できる、そしてそういった経験ができ医師が魅力を感じるような病院であることが必要という御意見をいただいたものでございます。

(発言する声あり)

議長（井上正人）

静粛に願います。答弁中です。

総務部長（下村一夫）

続きまして、端的になります、東海市民病院の建て替えだというような市民からの御意見ということでございますけれども、あくまでも新病院建設計画は現在2次医療圏を守っております両市の病院を新しい病院に集約をするということでございます。

それから3点目、4点目になるかもしれませんが、議会の承認をとという私の発言につきましてお答えさせていただきたいというふうに思います。組合の全員協議会におきましては、報告をさせていただき、組合議会の議員の皆様方から御了解をいただいたというふうに認識しており、そのような発言をさせていただきました。両市の全員協議会においては御理解をいただいたという表現をさせていただいたところでございます。

それから、加木屋の活断層の御質問でございますけれども、仮に発生したときに想定されておりますマグニチュードは7.3、想定震度は6強。それから、特に直下型の活断層につきましては、発災いたしますと大体10キロから15キロ程度の距離の被害が甚大ということで、この加木屋断層による地震が発生した場合、両市において一定の震度、被害が予測されるところでございます。

以上です。

議長（井上正人）

管理者。

管理者（加藤功）

いろいろと病院の問題についての再質問でございますけれども、先ほどから答弁

しておりますように、今回の統合の問題は、黒川議員も御承知のように県の医療圏の設定の問題、それから勤務医の不足、それから近い将来の両病院の老朽化等による建て替えの問題、それぞれの病院事業会計へ一般会計から繰り出している補助金、負担金の問題など大きな問題が絡んだことをごさいます、その中においてこの問題を十分検討してきたわけでございます。そういったことで、今後それぞれの病院が単独でやるということは、私は非常に難しいという判断を持って、今回の統合に踏み切ったわけでございます。

それから先ほどからいろいろと議会の承認と議決だとかいろんな話があるわけですが、両市の22、23年度予算では、これに絡む予算計上をさせていただき十分審査し、それぞれの市議会において御議決いただいているので御承認はいただいておりますというふうに理解しております。

以上です。

議長（井上正人）

黒川議員の持ち時間がなくなっておりますので、以上で12番 黒川親治議員の質問を終わります。

続きまして、7番 石丸喜久雄議員の質問を許します。

7番 石丸喜久雄議員。

7番 石丸喜久雄議員

議長のお許しを得ましたので、さきに通告した順に従い一般質問をいたします。
質問事項1、新病院建設に伴う影響について質問します。

当初、新病院の建設予定地は知多市緑町地内に決定していましたが、平成23年3月11日の東日本大震災を目の当たりにして、より高い安心・安全の視点を重視し、建設予定地の再検証を行いました。その結果、当初の建設予定地では災害時に求められる医療機能維持が困難となる可能性があることから、両市の合意を受けて、新病院建設予定地は知多市緑町地内から東海市中ノ池地内の東海市民病院本院用地へと変更になりました。このことにつきましては、管理者、副管理者を初め組合の英断を評価するものでございます。また、私どもにも多くの市民から賛同の声が届いていることを御報告申し上げます。

さて、新病院建設予定地が東海市民病院本院用地へと変更になったことで、東海市民病院本院は、当初予定の平成27年度新病院開院まで診療を続けることができ

なくなり、来年度には閉鎖、解体することとなりました。東海市民病院本院には、昨年度実績で1日平均552人の外来患者と159人の入院患者が利用されております。また、救急外来患者数も年間7,697人もあり、市民の安心の医療に欠くことができない病院であることは言うまでもありません。その本院が3年もの間地域から姿を消すわけですから、市民に与える影響はいかほどになるのかと心配されるところであります。また、本院閉鎖の間、当然組合医業収益が減りますが、これもまた最終的には市民の負担へと転じてきます。ならばその間、組合はいかにして純損失を抑えることができるか、他方、職員の雇用に影響は出ないか、さまざまな懸案が生じます。むしろ、この機をチャンスととらえ、診療報酬点数がより高く、患者への手厚い看護が提供できる7対1看護体制をとることはできないかと考える次第です。よって、以下質問します。

1点目は、東海市民病院本院の閉鎖はいつからになるか。

2点目は、東海市民病院本院を利用していた入院・外来患者を分院及び知多市民病院でどの程度受け入れられるか。

3点目は、東海市民病院本院が受け入れていた救急外来患者数はどこへどう動くと見るか。また、市民の救急医療への影響をどう考えるか。

4点目は、東海市民病院閉鎖期間中の組合医業収益減をどのくらいになると見込むか。

5点目は、東海市民病院に勤務する職員の配置はどうなるか。また、余剰人員は出るか。

6点目は、東海市民病院閉鎖によって新規職員採用計画への影響はあるか。

7点目は、東海市民病院本院の閉鎖を機に、分院及び知多市民病院において7対1看護体制の取得は考えられないかお伺いいたします。

次に質問事項2、東海市民病院本院閉鎖後の受け皿となる分院について質問します。東海市民病院本院閉鎖後の本院機能は、分院及び知多市民病院で補うものと思いますが、主な受け皿となるのは東海市民病院分院であろうと推察するところがあります。しかし、東海市民病院分院の本館は、建築後43年が経過しており、耐震を初め電気、給排水、空調など各設備の老朽化が心配されます。また、平成20年の統合後、一部閉鎖していた施設を再び使用するに当たって、内装の改修や備品整備の必要も生じるのではないかと思うところです。よって、以下質問します。

1点目は、東海市民病院分院は現在の本院の機能をどの程度担うことが可能か。

2点目は、東海市民病院分院は本院の受け皿となるため建物改修及び備品等の購入は必要か。必要であればその内容と予算はどれだけかお伺いいたします。

次に質問事項3、新病院建設予定地変更に伴う両市の合意事項について質問します。東海市と知多市は、新病院建設予定地の変更に当たり、新たに二つの事項について合意しました。その一つが、新病院の利便性を高めるために、東海市は周辺道路網等の整備、連絡バスの運行等に努め、知多市も同様に努力し協力するというものです。組合は、新たな建設予定地を選考する際5点の選考要件を挙げましたが、予定地に決まった東海市民病院本院用地は5点目の利便性を重視し、公共交通アクセスや救急搬送等に適した場所の要件を満たしているとは言えません。むしろ、変更前の予定地より鉄道駅及び主要道路から離れて、利便性は低下しています。受診率の向上、病院経営の観点からも利便性の向上は大変重要と考えます。高齢社会の将来を見据えるならば、鉄道駅からのアクセスは極めて重要な要件と考えます。よって、以下質問します。

1点目は、新病院の利便性を高めるための周辺道路網等の整備、連絡バスの運行等に努めるとは、具体的にどのようなことを考えているか。

2点目は、鉄道駅からの利便性を高める方策は考えているかお伺いいたします。

次に、変更後の新病院建設予定地は、新たな予定地選考要件の3点目、両市の市境から近い場所との要件は満たしているものと評価しますが、変更前の知多市域内から東海市域内に移りました。知多市民にとっては残念で快く思っていない方が多数を占めるのではないかと推察するものであります。そのことを考慮してのことでしょう。両市の合意事項の二つ目に、経費の支弁方法（負担割合）については見直し等必要な協議を行う、が挙げられたことは理解できるものであります。

そこで3点目の質問ですが、経費の支弁方法（負担割合）の見直しについては、どのような考え方があるかをお伺いして1回目の質問を終わります。

議長（井上正人）

管理者。

管理者（加藤功）

石丸喜久雄議員の御質問にお答えさせていただきます。

御質問事項1、新病院建設に伴う影響についてでございますが、平成27年度開

院を目指している新病院建設計画を確実に進めていくためには、新病院の建設地となります東海市民病院本院を移転し、来年秋ごろからの取り壊し工事が必要と考えております。平成27年度の新病院の開院まで、両市の市民に提供できる医療機能をできるだけ低下させないよう、できる限り早い時期に東海市民病院本院の移転、医療機能の再編を進める予定でございます。

各質問事項に対する答弁につきましては、担当部長から答弁させますのでよろしくお願いいたします。

議長（井上正人）

総務部長。

総務部長（下村一夫）

質問事項1、新病院建設に伴う影響についての1点目でございます。東海市民病院本院の閉鎖はいつからになるかでございますが、平成27年度の新病院開院に向けた建設スケジュールから本院の取り壊し期間などを考慮し逆算いたしますと、東海市民病院本院につきましては、来年度の早い時期に移転を行う必要があると考えております。

続きまして2点目、東海市民病院本院を利用していた入院・外来患者を分院及び知多市民病院でどの程度受け入れられるかでございますが、入院及び外来患者の受入れにつきましては、東海市民病院分院を103床増床して、257床の入院機能、外来診療室の改修、医師の配置による外来診療体制を整備するとともに、知多市民病院における受入れ、医療連携の強化などを図り、利用される方々にとって必要な医療を確保し、できる限り御迷惑はかけないよう進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（井上正人）

東海市民病院事務局長。

東海市民病院事務局長（小島正義）

3点目の東海市民病院本院が受け入れていた救急外来患者数は、どこへどう動くかを見るのか。また、市民の救急医療への影響をどう考えるかでございますが、東海市民病院本院で指定されております救急業務につきましては、場所が変わることによりまして再度、指定を取り直す必要がございます。現在、救急業務を含めた医療機能の配分、持ち方につきまして、新病院へのステップとして慎重に調整、検討を

しているところでございます。いずれにいたしましても、2病院体制への移行により、患者の受診動向に変化が生じることが予測されますので、西知多医療厚生組合として、この移転による影響を最小限にとどめ、医療機能を極力低下させないように適切に対応してまいります。

続きまして質問要旨の4点目、東海市民病院本院閉鎖期間中の組合医業収益減をどのくらいになると見込むのかでございしますが、医業収益のうち入院収益につきましては、入院患者移送に伴い、患者の安全性の確保のため、一時的に入院を制限する必要があります。一時的に減らしました入院患者が元どおりになるまで、数カ月は必要と考えております。また、外来収益につきましても、それぞれの病院で重複する診療科につきましては、ある程度現在の診察数から少なくなると考えられます。

なお、人間ドックや住民健診等のその他の医業収益につきましては、影響は少ないと考えております。現在、診療体制の見直しの途中でございしますので、具体的な減収額の把握はできておりませんが、新年度予算編成と併せまして影響額の試算も進めているところでございます。

続きまして質問要旨の5点目、東海市民病院本院に勤務する職員の配置はどうなるか、また余剰人員は出るかと、6点目の東海市民病院本院閉鎖によって新規職員採用計画への影響はあるかでございしますが、関連がございしますので併せてお答えさせていただきます。本院職員の配置につきましては、基本的には分院配置を予定しておりますが、診療体制の検討に併せまして、適正な配置となるよう検討を進めてまいります。また、人員につきましては、新病院に必要な人員体制には、医師、看護師等大幅な人員確保が必要な状況にありますが、このたびの3病院から2病院体制への移行時につきましては、経営的な負担とならないよう病院事業全体で収益確保策の検討と併せて適切な配置をしてまいります。

なお、新規職員採用計画につきましては、新病院開院に必要な職員数について計画的に採用し、新病院の診療体制実現へつなげてまいります。

続きまして質問要旨の7点目、東海市民病院本院の閉鎖を機に、分院及び知多市民病院において7対1看護体制の取得は考えられないかでございしますが、3病院から2病院となりますので、新たな体制を支える看護職員の適正配置が必要となります。両病院で運用する病棟数、患者数を踏まえて、7対1看護の取得が可能か、今後検討を進めてまいります。

続きまして、質問事項の2の質問要旨の1点目、東海市民病院分院は、現在の本院の機能をどの程度担うことが可能かでございますが、入院機能といたしましては、東海市民病院分院を現在の施設許可基準で算定いたしますと、病床数は257床となります。現在の本院の病床数199床と分院の病床数154床の合計353床から96床少ない計算となりますが、平成22年度の本院と分院を併せました入院患者数は221人でございますので、病床数としては対応可能でございます。外来機能につきましては、分院の外来診察数は25室で本院と分院の現在の診察数の合計は33室でございますので、8室不足するというところでございますが、処置室の中央処置室化などをすることによりまして、診察数をふやすことが可能な状況でございます。いずれにいたしましても、現在知多市民病院との医療配分について慎重に調整を進めているところでございますので、よろしく願いいたします。

続きまして質問要旨の2点目、東海市民病院分院の建物改修及び備品等の内容と予算でございますが、東海市民病院分院につきましては、平成20年4月の統合以来、一部の病棟を閉鎖してまいりましたので、その機能を復活するため給排水設備、器械設備、電気設備、空調設備のオーバーホールなどが必要となり、また、クリーニングや塗装などの改修も必要となります。備品購入につきましては、可能な限り本院の医療機器を移設することを基本としておりますが、老朽化などにより移設が不可能な備品につきましては、新病院で利用することを前提として新規に購入してまいります。また、その具体的な内容につきましては、現在調整中でございます。また、その他の必要経費といたしましては、本院から分院又は知多市民病院への患者及び医療機器などの搬送費、本院と分院のカルテの統一費、医療情報システムの移築費などがございますが、必要額につきましては、現在調整を重ねているところでございます。

以上でございます。

議長（井上正人）

総務部長。

総務部長（下村一夫）

質問事項3、新病院建設予定地変更に伴う両市の合意事項についての1点目、新病院の利便性を高めるための周辺道路網等の整備、連絡バスの運行等に努めるとは、具体的にどのような方策を考えているかと、2点目、鉄道駅からの利便性を高める

方策は考えているかでございますが、併せてお答えをさせていただきます。

新病院の利便性を高めるための具体的な方策につきましては、今後両市の協力を得ながら検討していくこととなりますが、御質問にありますように主要道路の整備による渋滞解消対策、路線バスや両市のコミュニティーバスの乗り入れなどを視野に入れ、両市に働きかけてまいります。また、組合といたしましては、名古屋鉄道常滑線と河和線の最寄りの駅と新病院間のシャトルバス運行などを検討してまいります。

続きまして3点目、経費の支弁方法（負担割合）の見直しについてはどのような考え方があるかでございますが、両市の合意事項は、「経費の支弁方法は、新病院建設予定地の変更を契機に見直しなど必要な協議を行う」としており、現在、均等割や人口割などの考え方で、平成24年度からの見直しを視野に入れ、両市で検討していただいております。

以上です。

議長（井上正人）

石丸議員、再質問または要望がありましたら行ってください。

7番 石丸喜久雄議員。

7番 石丸喜久雄議員

丁寧な答弁ありがとうございました。

再質問を1点だけさせていただきます。質問事項1の7点目の7対1看護体制についてですけれども、平成27年度の新病院開院時においては、どのような方針、また考え方を持っておられるのか、答弁できれば答弁をお願いいたします。

議長（井上正人）

総務部長。

総務部長（下村一夫）

石丸議員の再質問でございますが、新病院におきましては、計画でお示しさせていただいております7対1看護体制で実施できるよう進めてまいります。

以上でございます。

議長（井上正人）

石丸議員、要望がありましたら発言を許します。

7番 石丸喜久雄議員。

7番 石丸喜久雄議員

それでは2点要望を申し上げます。

1点目は、東海市民病院本院の閉鎖後から新病院の開院までの間、市民の安心の医療の提供にできる限り影響が出ないよう最善の手を尽くしていただきたいこと。

2点目は、平成27年度の新病院開院時の医師、看護師等職員の定員確保に向けて、万全を尽くして準備いただきたいことを要望して、私の一般質問を終わります。

以上です。

議長（井上正人）

以上をもちまして石丸議員の質問を終わります。

以上で一般質問が終了いたしました。

暫時休憩をいたします。11時5分まで休憩いたします。

（休憩 午前10時53分）

（再開 午前11時 5分）

議長（井上正人）

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5、議案第6号「平成23年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明をお願いいたします。

総務部長。

総務部長（下村一夫）

ただいま上程になりました議案第6号「平成23年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第2号）」につきまして御説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、歳出予算の補正として、第2款総務費において、同一の項目間における同額での組替えを行うもので、歳出総額は補正前の額と同じ28億3,948万7,000円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、新病院建設課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りまして、御議決いただきますようお願い申し上げます。

議長（井上正人）

新病院建設課長。

新病院建設課長（勝崎当仁）

補正予算の補足説明をさせていただきます。

今回、補正をします理由ですが、西知多医療厚生組合が設置する新病院の開院に当たり、新病院で質の高い医療サービスを安定的に提供できるよう、医療に関する専門知識、技術、経験等を有する方から助言及び提言をいただくことを目的に新病院開院アドバイザーを設置するために補正を行うものでございます。

4 ページをお願いします。補正内容につきましては、歳出で2款総務費、2項企画費、2目新病院建設費の8節報償費を新病院開院アドバイザー報償費として5万円増額するとともに、14節使用料及び賃借料を5万円減額するもので、目の全体の金額変更はありません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（井上正人）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

8番 大村聡議員。

8番 大村聡議員

それでは歳出の5ページ、2款2項2目新病院建設費の報償費ですが、新病院開院アドバイザーはどのような方からどのようなアドバイスをいただくのかについてよろしくをお願いします。

議長（井上正人）

新病院建設課長。

新病院建設課長（勝崎当仁）

新病院開院アドバイザーは、どのような人からどのようなアドバイスをいただくのかについてでございますが、アドバイザーとしては西知多医療厚生組合の病院の医療の状況をよく御存じで、医療や病院運営、病院設計や建設工事についてそれぞれの専門分野の方に新病院で質の高い医療サービスを安定的に供給できるよう、助言や提言をお願いしていくものでございます。具体的なアドバイザーの予定者としたしましては、新病院で提供する医療及び新病院の運営に関しまして、東海市・知多市医療連携等あり方検討会や病院連携等協議会の参与を務められ、また西知多医療厚生組合新病院建設医療懇話会で座長を務められました愛知県がんセンター総長で愛知県病院事業庁長の二村雄次氏、もう一方、新病院の設計や工事に関しまして

は、西知多医療厚生組合新病院基本設計プロポーザルの審査会長を務めていただきました名古屋大学大学院教授の谷口元氏の2名を予定しておりますのでよろしくお願いたします。

議長（井上正人）

ほかにありませんか。

1 1 番 荻田信孝議員。

1 1 番 荻田信孝議員

それでは当初予算に新病院開院アドバイザー報償費を計上しなかった経緯についてお願いします。

議長（井上正人）

新病院建設課長。

新病院建設課長（勝崎当仁）

当初予算に新病院開院アドバイザー報償費を計上しなかった経緯についてでございますが、予定地の変更により東海市民病院本院の取り壊しに伴う医療機能の維持のために、両病院間の調整やプロポーザルの技術提案をどのように設計に盛り込むかなどを専門家の立場で助言及び提言をしていただく必要があるため、今回補正予算をお願いするものでございます。

議長（井上正人）

ほかにありませんか。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもちまして討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号「平成23年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第2号）」について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

ありがとうございました。挙手全員でございます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

続きまして日程第6、認定第1号「平成22年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第8、認定第3号「平成22年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算認定について」までの3案を一括議題といたします。

議事日程の順序に従い提出者から提案理由の説明をお願いいたします。

総務部長。

総務部長（下村一夫）

ただいま上程されました認定第1号「平成22年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定について」及び認定第2号「平成22年度西知多医療厚生組合衛生事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により議会の認定をお願いするものであります。

それでは認定第1号「平成22年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定について」の御説明を申し上げます。

歳入の合計は34億3,098万8,039円、歳出の合計は34億208万559円で、歳入歳出差引き残額は2,890万7,480円となりました。

なお、詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げます。

議長（井上正人）

総務課長。

総務課長（蒲田重樹）

平成22年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算の補足説明を事項別明細書により御説明申し上げます。

歳入から御説明を申し上げます。6ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金の1項1目1節負担金につきましては、当初予算額32億9,822万円に、東海市からの病院事業会計負担金の増額分1億544万円を追加する予算の補正を行ったため、予算現額は34億366万円になり、これに対しまして収入済額も34億366万円でございます。

内訳といたしましては、組合同規約第11条及び附則の規定に基づき病院事業会計負担金につきましては、それぞれの病院施設の運営に必要な経費として積算した額、衛生事業特別会計負担金であるし尿処理施設維持管理費につきましては、投入割額で算出した額、それ以外の経費につきましては、均等割で算出額として東海市から

18億5,167万8,000円を、知多市から15億5,198万2,000円をそれぞれ負担していただいたものでございます。

2款繰越金の1項1目1節繰越金につきましては、予算現額2,300万円に対しまして、収入済額は2,689万5,942円で、予算現額に対しまして389万5,942円の増でございます。この増収につきましては、平成21年度決算において、衛生費における処理用薬品類の消耗品費や燃料費の支出が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

3款諸収入の1項1目1節預金利子につきましては、予算現額1,000円に対しまして、収入済額は4万6,700円でございます。

2項1目1節雑入につきましては、予算現額5,000円に対しまして収入済額は38万5,397円で、予算現額に対しまして38万397円の増でございます。この増収につきましては、予算積算時に見込んでいなかった公用車の購入による環境対応車普及促進対策費補助金、自動車事故による自動車損害賠償保険金などによるものでございます。

8ページをお願いいたします。以上、歳入総額でございますが、予算現額34億2,666万6,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに34億3,098万8,039円で、差引き432万2,039円の収入増となったものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。1款議会費の1項1目議会費につきましては、支出済額256万8,862円、執行率67.2%でございます。

1節報酬の53万4,671円につきましては、組合議員14人分の報酬でございます。

9節旅費の76万3,560円につきましては、組合議会行政視察におけます費用弁償でございます。

18節備品購入費の115万9,189円につきましては、組合議員の定数増に伴い、議場のいす、議員控室の机、いすなどを購入したものでございます。

2款総務費の1項1目一般管理費につきましては、支出済額32億8,250万2,872円、執行率99.8%でございます。

1節報酬の37万5,000円につきましては、管理者初め4人の特別職の報酬

15万6,000円、監査委員2人の報酬18万9,000円、情報公開・個人情報保護審査会委員4人の報酬3万円でございます。

2節給料2,009万7,105円、3節職員手当等1,167万6,375円、次のページ、12ページをお願いいたします。4節共済費のうち共済組合負担金620万887円の計3,797万4,367円が総務課職員5人分の人件費でございます。

4節共済費におけます地方公務員災害補償基金負担金の24万5,866円につきましては、職員の公務上の災害または通勤による災害に対する補償を組合に代わって行う地方公務員災害補償基金の負担金でございます。

10ページに戻っていただき、2節給料の不用額133万7,895円につきましては、平成22年度の人事異動において予算積算時の見込みより給料月額の高い職員が配置されたことによるものでございます。

3節職員手当等の不用額304万9,625円につきましては、時間外勤務手当が見込みより少なかったこと、12ページをお願いいたします、また給与改定による期末手当、勤勉手当の支給割合の引き下げに伴う減などによるものでございます。

4節共済費の不用額71万1,247円につきましては、給料、期末勤勉手当が当初の見込みより少なくなったことに伴い、それぞれに係る共済組合負担金が少なくなったことによるものでございます。

11節需用費の590万8,887円につきましては、事務用消耗品の購入、例規集の新規作成、公用車の修繕などの費用でございます。修繕料において公用車の事故による車両修繕などにより予算に不足が生じ、9節旅費から流用したものでございます。

12節役務費の91万944円につきましては、手数料、自動車保険料など、13節委託料の449万9,228円につきましては、公平委員会事務委託料を初め9件の委託料、14節使用料及び賃借料の273万9,833円につきましては、パソコンの借上料など、15節工事請負費の269万4,300円につきましては、当組合の施設内道路舗修工事、空調機の更新工事の費用などでございます。

18節備品購入費の376万4,187円につきましては、事務用備品において簡易印刷機などを、14ページをお願いいたします、公用車においては乗用自動車1台と軽四乗用車1台の計2台を購入したものでございます。

24節投資及び出資金の10億円につきましては、病院事業への出資金でございます。

28節繰出金の22億2,305万2,000円につきましては、衛生事業特別会計に3億2,988万2,000円を、病院事業会計に18億9,317万円を支出したものでございます。

議長（井上正人）

経営企画課長。

経営企画課長（早川幸宏）

2項1目経営企画総務費につきましては、支出済額1億1,689万5,349円、執行率88.6%でございます。

2節給料、3節職員手当等及び4節共済費のうち共済組合負担金1,185万2,908円は総務部長初め経営企画課、新病院建設課職員計8人分の人件費でございます。2節給料につきましては、人事異動における職員配置により予算に不足が生じ、3節職員手当等及び4節共済費から流用したものでございます。

3節職員手当等の不用額109万9,370円につきましては、時間外勤務手当において当初5人分見込んでいましたが、時間外勤務手当支給対象者が3人となったため及び給与改定による期末勤勉手当の支給割合の引き下げに伴う減などによるものでございます。

4節共済費の法定福利費は、臨時職員の労働保険料、社会保険料の事業主負担分でございます。

7節賃金は臨時職員1人分の賃金でございます。

8節報償費は外部有識者を含んだ医療懇話会3回分、市民を代表する委員で構成する地域懇話会4回分の委員に対して支払った報償費でございます。

11節需用費は事務用消耗品の購入、広報掲載2回分の印刷製本費などでございます。

16ページをお願いいたします。13節委託料では、当初予算計上しておりました新病院基本構想等策定支援委託料につきましては、医療再編支援業務を含めて計上していたものでございます。新病院基本構想等策定支援委託料の3,150万円は、新病院基本構想・基本計画の企画立案等の支援業務により西知多医療厚生組合新病院建設基本構想・基本計画をまとめました。医療等再編（過渡期）業務支援委

託料の630万円は、新病院開院までの過渡期における医療提供の課題整備、経営統合による連携等の指針策定等の支援業務を委託しました。会議録反訳委託料は、医療懇話会3回分の会議録作成を委託したものでございます。

不用額1,240万2,200円につきましては請負執行残によるものと当初予算計上しておりました医療現状調査委託料の委託を見合わせたことによる未執行によるものでございます。未執行理由としましては2点ございまして、1点目としましては、新病院に求められる医療、診療科構成等につきまして、1次医療機関との現状を調査し、計画に反映させるために愛知県医師会総合政策研究機構に委託する予定でしたが、打ち合わせの段階でこちらが望む成果が納入できる見込みがないということが分かったということ、2点目といたしましては、これに代わるものとして新病基本構想等策定支援委託におきまして、当医療圏の現状、患者動向等を調査、分析し、将来の医療ニーズである将来推計、患者数の算出や公的統計データ等の分析で、現状調査及び将来推計に利用できる見込みとなったことにより委託を見合わせたことによるものでございます。

14節使用料及び賃借料は、医療懇話会の事前打ち合わせのための出張時の駐車料金、医療懇話会の会場使用料、自動車借上料と視察等の有料道路通行料などがございます。

議長（井上正人）

新病院建設課長。

新病院建設課長（勝崎当仁）

2項2目新病院建設費については、支出済額11万3,476円、執行率33.4%でございます。

8節報償費は地域懇話会の報償費です。1目の経営企画総務費の8節の報償費でも地域懇話会委員に対して支出しておりますが、経営企画総務費では主に新病院の機能や地域医療のあり方のソフト面について意見をいただき、新病院建設費ではハード面からの意見をいただくために、先進病院を参考に意見をいただいたほうがよいと考えて先進病院の視察を1回実施したものです。

9節旅費は職員の出張旅費や地域懇話会委員の費用弁償でございます。

14節使用料及び賃借料は有料道路通行料です。不用額の12万4,200円につきましては、地域懇話会委員の視察用にバスの借り上げを予定しておりましたが、

市のバスを使用したため不用となったものでございます。

議長（井上正人）

総務課長。

総務課長（蒲田重樹）

3 款公債費の 1 項 1 目利子、2 3 節償還金、利子及び割引料につきましては、支出はございませんでした。

4 款予備費につきましても同様に支出はございませんでした。

1 8 ページをお願いいたします。

下のほうでございますが、歳出合計といたしまして予算現額 3 4 億 2, 6 6 6 万 6, 0 0 0 円に対しまして、支出済額は 3 4 億 2 0 8 万 5 5 9 円、執行率 9 9. 3 % で、2, 4 5 8 万 5, 4 4 1 円の不用額となったものでございます。

2 0 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

1 歳入総額は 3 4 億 3, 0 9 8 万 8, 0 3 9 円、2 歳出総額は 3 4 億 2 0 8 万 5 5 9 円、3 歳入歳出差引額は 2, 8 9 0 万 7, 4 8 0 円でございます。4 翌年度へ繰り越すべき財源はございません。よって 5、実質収支額は 2, 8 9 0 万 7, 4 8 0 円となったものでございます。

2 2 ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。

1 公有財産の(1)土地及び建物における決算年度末現在高につきましては、土地は 7 万 2, 9 1 8. 5 6 平方メートルで変動はございません。建物につきましても 3, 7 2 4. 0 4 平方メートルで変動はございません。(7)出資による権利における決算年度末現在高につきましては、平成 2 2 年度病院事業に対し出資いたしました 1 0 億円でございます。

2 物品における決算年度末現在高につきましては、乗用自動車においては平成 2 2 年度に取得いたしました 1 台に、軽四乗用自動車においては平成 2 2 年度に 1 台取得し 2 台にそれぞれ変動し、他のものについては前年度末と同じでございます。

3 債権、4 基金はございません。

以上でございます。

なお、決算書に添付いたしました平成 2 2 年度主要施策報告書につきましては、参考として御覧いただき説明を省略させていただきます。

議長（井上正人）

続きまして日程第7、認定第2号「平成22年度西知多医療厚生組合衛生事業特別会計歳入歳出決算認定について」の説明をお願いいたします。

総務部長。

総務部長（下村一夫）

次に認定第2号「平成22年度西知多医療厚生組合衛生事業特別会計歳入歳出決算認定について」の御説明を申し上げます。

歳入の合計は3億2,992万7,116円、歳出の合計は3億1,208万4,486円で、歳入歳出差引き残額は1,784万2,630円となりました。

なお、詳細につきましては、衛生センター所長より御説明申し上げます。

議長（井上正人）

衛生センター所長。

衛生センター所長（蒲田重樹）

平成22年度西知多医療厚生組合衛生事業特別会計歳入歳出決算の補足説明につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。歳入から御説明申し上げます。1款使用料及び手数料の1項1目1節の総務管理使用料につきましては、収入済額9,000円でございます。これは中部電力株式会社、西日本電信電話株式会社の電柱、電話柱に係る土地の使用料でございます。

2款繰入金の1項1目1節の繰入金につきましては、予算現額3億2,988万2,000円に対しまして収入済額も同額でございます。

3款諸収入の1項1目1節の預金利子につきましては、予算現額1,000円でございますが、収入はございませんでした。

2項1目1節の雑入につきましては、予算現額2万5,000円に対しまして、収入済額3万6,116円で、これは再任用職員の雇用保険被保険者負担金でございます。

以上、歳入合計は予算現額3億2,991万7,000円に対しまして、調定額、収入済額とも3億2,992万7,116円で、差引き1万116円の収入増となったものでございます。

続きまして歳出について御説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。1款衛生費の1項1目事業総務費につきましては、

支出済額7,397万4,016円、執行率98.1%でございます。

2節給料2,654万9,692円、3節職員手当等3,841万6,085円、4節共済費のうち共済組合負担金705万3,867円の計7,201万9,644円が衛生センター職員8人分の人件費でございます。

3節職員手当等の不用額119万8,915円につきましては、時間外勤務手当が見込みより少なかったこと、給与改定による期末勤勉手当の支給割合の引下げに伴う減などによるものでございます。

4節共済費につきましては、法定福利費において雇用保険の保険料率の引上げにより予算に不足が生じ、2節給料から流用したものでございます。

9節旅費につきましては、乾燥焼却設備修繕工事における熱交換器の検査を工場のある大阪市において行ったため予算に不足が生じ、2節給料及び13節委託料から流用したものでございます。

11節需用費につきましては、印刷製本費において、当初見込んでいなかった平成23年度予算書の印刷を外注したことにより予算に不足が生じ、2節給料から流用したものでございます。

12節役務費につきましては、手数料において公用車の点検手数料が見込みより高く、予算に不足が生じ、2節給料から流用したものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、有料道路の利用が見込みより多く、有料道路通行料において予算に不足が生じ、13節委託料から流用したものでございます。

10ページをお願いいたします。19節負担金、補助及び交付金につきましては、汚染負荷量賦課金が見込みより高く予算に不足が生じ、2節給料から流用したものでございます。

1項2目し尿処理費につきましては、支出額1億6,760万4,306円、執行率92.1%でございます。

11節需用費につきましては、支出済額4,328万1,395円、執行率85.1%、不用額759万2,605円でございます。この不用額につきましては、消耗品費において、処理用薬品の使用量の減や単価が見込みより低かったことによるもの、また燃料費において重油の使用量が見込みより少なかったことなどによるものでございます。

1 2 節 役務費につきましては、支出済額 1 5 3 万 7 5 6 円、執行率 6 7 . 0 %、不用額 7 5 万 3 , 2 4 4 円でございます。この不用額につきましては、焼却灰の搬出量が減り、焼却灰処理手数料が減となったことによるものでございます。

1 3 節 委託料につきましては、水質検査委託料を初め 1 2 件の委託料で支出済額 2 , 2 5 9 万 4 4 5 円、執行率 9 3 . 4 %、不用額 1 6 0 万 1 , 5 5 5 円でございます。この不用額につきましては、槽清掃委託、水質検査委託などの執行残によるものでございます。

1 4 節 使用料及び賃借料の 1 1 5 万 6 , 0 5 0 円につきましては、焼却灰運搬用のトラック借上料でございます。

1 5 節 工事請負費につきましては、支出済額 9 , 8 7 6 万 3 , 0 0 0 円、執行率 9 5 . 8 %、不用額 4 3 1 万 4 , 0 0 0 円でございます。この不用額につきましては、計画修繕工事における執行残によるものでございます。

1 2 ページをお願いいたします。2 款 公債費、1 項 1 目 元金、2 3 節 償還金、利子及び割引料の 6 , 8 7 4 万 8 , 1 6 0 円につきましては、し尿処理施設建設事業債の償還元金で、1 項 2 目 利子、2 3 節 償還金、利子及び割引料の 1 7 5 万 8 , 0 0 4 円につきましては、同じくし尿処理施設建設事業債の償還利子でございます。

3 款 予備費につきましては、支出はございませんでした。

以上、歳出合計といたしまして、予算現額 3 億 2 , 9 9 1 万 7 , 0 0 0 円に対しまして支出済額は 3 億 1 , 2 0 8 万 4 , 4 8 6 円、執行率 9 4 . 6 % で、1 , 7 8 3 万 2 , 5 1 4 円の不用額となったものでございます。

1 4 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

1 歳入総額は 3 億 2 , 9 9 2 万 7 , 1 1 6 円、2 歳出総額は 3 億 1 , 2 0 8 万 4 , 4 8 6 円、3 歳入歳出差引き額は 1 , 7 8 4 万 2 , 6 3 0 円でございます。4 翌年度へ繰り越すべき財源はございません。よって、実質収支は 1 , 7 8 4 万 2 , 6 3 0 円となったものでございます。

以上でございます。

議長（井上正人）

続きまして日程第 8、認定第 3 号「平成 2 2 年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算認定について」の説明をお願いいたします。

知多市民病院事務局長。

知多市民病院事務局長（浅田文彦）

次に認定第3号「平成22年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算認定について」は、地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定をお願いするものであります。

それでは、認定第3号「平成22年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算認定について」の御説明を申し上げます。

平成22年度病院事業会計決算書を説明させていただきますが、全体分の説明を先に行い、その後東海市民病院及び東海市民病院分院分、知多市民病院分を説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

初めに、24ページをお願いいたします。平成22年度西知多医療厚生組合病院事業報告書の1概況の(1)総括事項でございますが、東海市民病院、東海市民病院分院及び知多市民病院は平成22年4月1日付けで経営統合し、平成27年度に開院予定の新病院建設までの過渡期の対応として、さまざまな取り組みを進めました。市民の皆様がより安心できる医療を提供するための取り組みとして、東海市民病院へ知多市民病院の小児科の入院診療を集約し、東海市民病院分院では内科医師の採用を行い、健診業務や慢性期機能を充実し、知多市民病院では脳神経外科の常勤医の確保を進めました。また、病院機能を生かした連携を図るための取り組みとして、病院間の医師の相互協力や看護師、助産師の研修交流の実施などを行いました。経営改善の取り組みといたしましては、診療報酬改定に伴い、急性期看護補助体制加算など新たな施設基準の取得をそれぞれの病院で行うとともに、財務会計システムの統合や業務委託の統合、薬品・診療材料の共同購入に向けての準備を進めました。

アの東海市民病院、東海市民病院分院でございますが、患者の利用状況は入院延べ患者数8万7111人、1日平均221.1人、外来延べ患者数19万651人、1日平均784.6人で、当初予定量と比較して、入院患者数3,239人、1日平均8.9人、外来患者数は8,609人、1日平均35.4人がそれぞれ少なくなりました。

経理の状況といたしましては、収益的収支で病院事業収益53億5,950万2,975円、病院事業費用52億7,727万3,454円で、収支差し引き8,222万9,521円の純利益となりました。また、資本的収支は資本的収入1億944万2,907円、資本的支出は医療機器購入のための建設改良費1億944万

2, 907円となりました。

次にイの知多市民病院ですが、患者の利用状況は入院延べ患者数6万4,853人、1日平均177.7人、外来延べ患者数15万3,935人、1日平均633.5人で、当初予定量と比較して入院患者数8,147人、1日平均22.3人、外来患者数は8,875人で、1日平均36.5人とそれぞれ少なくなりました。

経理の状況は、収益的収支では病院事業収益46億5,831万9,357円、病院事業費用44億3,661万1,784円で、収支差引き2億2,170万7,573円の純利益となりました。また、資本的収支は資本的収入1億4,992万8,450円、資本的支出は医療機器購入のための建設改良費が同額の1億4,992万8,450円となりました。

次に、恐れ入りますが31ページをお願いいたします。4会計の1点目、重要契約の要旨でございます。東海市民病院、東海市民病院分院では、平成22年5月17日に契約金額3,150万円で血液自動分析装置を株式会社スズケン半田支店と売買契約を締結し、7月15日に納入されております。知多市民病院ではX線テレビ装置を平成22年9月28日に7,875万円で株式会社八神製作所大府営業所と売買契約を締結し、12月27日に納入されております。

次の2点目、企業債は、東海市民病院、東海市民病院分院では、地方公共団体金融機構から7,000万円を、先ほどの血液自動分析装置を初め5品目の医療機器整備のために、知多市民病院では、財務省から7,000万円をX線テレビ装置の購入のためにそれぞれ借入れをしております。

次のページ、5他会計負担金等の用途の特定でございますが、一般会計からの繰入金は、アの収益的収入では一般会計負担金10億32万7,918円、一般会計補助金7億7,403万1,725円、イの資本的収入では一般会計負担金5,940万5,178円、一般会計補助金5,940万5,179円を繰り入れており、収益的収入と資本的収入を合わせた繰入れの内訳といたしましては、東海市民病院、東海市民病院分院が9億9,317万円、知多市民病院が9億円となっております。

議長（井上正人）

東海市民病院事務局長。

東海市民病院事務局長（小島正義）

恐れ入りますが3ページをお願いいたします。決算報告書でございます。

続きまして4ページをお願いいたします。この報告書は消費税込みで表示しておりますが、備考欄に消費税額を表示しております。(1)収益的収入及び支出でございますが、収入の収益的収入は、3病院の病院事業収益合計で、右ページ2列目、決算額は100億5,387万1,538円で、予算額に比べ6億1,459万8,462円の減となりました。収入率は94.2%でございます。

第1款東海市民病院事業収益は、決算額53億8,638万2,073円で、予算額に比べ2億5,627万7,927円の減となりました。

第2款知多市民病院事業収益は、決算額46億6,748万9,465円で、予算額に比べ3億5,832万535円の減となりました。

次に支出の収益的支出は、決算額97億4,288万7,499円で、不用額は8億5,114万2,501円となりました。執行率は92.0%でございます。

第1款東海市民病院事業費用は、決算額52億9,965万1,336円で、不用額は3億8,823万8,664円、第2款知多市民病院事業費用は、決算額44億4,323万6,163円で、不用額は4億6,290万3,837円でございます。

6ページをお願いいたします。(2)資本的収入及び支出でございますが、収入の資本的収入は、決算額2億5,937万1,357円で、予算額に比べ13万8,643円の減となりました。収入率は99.9%でございます。

第1款東海市民病院資本的収入は、決算額1億944万2,907円で、予算額に比べ6万7,093円の減、第2款知多市民病院資本的収入は、決算額1億4,992万8,450円で、予算の額に比べ7万1,550円の減となりました。

次に支出の資本的支出は、決算額2億5,937万1,357円で、不用額は13万8,643円となりました。執行率は99.9%でございます。

第1款東海市民病院資本的支出は、決算額1億944万2,907円で、不用額は6万7,093円、第2款知多市民病院資本的支出は、決算額1億4,992万8,450円で、不用額は7万1,550円となりました。

以上で決算報告書の説明を終わります。

議長（井上正人）

知多市民病院管理課長。

知多市民病院管理課長（竹内慎二）

9ページから21ページまでは財務諸表でございます。この財務諸表は消費税抜きで表示してございます。

10ページ、平成22年度西知多医療厚生組合病院事業損益計算書は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの期間における、3病院合計の損益計算書で、病院の経営状況を明らかにするものでございます。

1の医業収益は、(1)入院収益から(3)その他医業収益までの合計86億3,386万8,942円、2の医業費用は、(1)給与費から(5)研究研修費までの合計95億2,084万6,197円、1の医業収益から2の医業費用を差し引きますと、医業損失8億8,697万7,255円でございます。

3の医業外収益は、(1)受取利息配当金から(5)その他医業外収益までの合計13億8,395万3,390円、4の医業外費用は、(1)雑損失1億9,303万9,041円で、3の医業外収益から4の医業外費用の差引き11億9,091万4,349円のプラスとなり、経常利益は3億393万7,094円でございます。当年度純利益及び当年度未処分利益剰余金は、経常利益と同額の3億393万7,094円でございます。

11ページ、東海市民病院・東海市民病院分院の損益計算書で、1医業収益合計46億841万1,816円、2医業費用合計51億8,664万5,546円で、医業損失5億7,823万3,730円でございます。3医業外収益は、合計7億5,109万1,159円、4医業外費用9,062万7,908円でございますので、医業外収益から医業外費用の差引き6億6,046万3,251円のプラスとなり、経常利益は8,222万9,521円でございます。当年度純利益及び当年度未処分利益剰余金は、経常利益と同額の8,222万9,521円でございます。

12ページ、知多市民病院の損益計算書で、1医業収益合計40億2,545万7,126円、2医業費用合計43億3,420万651円で、医業損失3億874万3,525円でございます。3医業外収益合計6億3,286万2,231円、4医業外費用1億241万1,133円でございますので、医業外収益から医業外費用の差引き5億3,045万1,098円のプラスとなり、経常利益は2億2,170万7,573円でございます。当年度純利益及び当年度未処分利益剰余金は、経常利益と同額の2億2,170万7,573円でございます。

13ページ、平成22年度西知多医療厚生組合病院事業剰余金計算書でございます。これは16ページ、17ページの貸借対照表のうち、資本の部の剰余金について平成22年度の増減を表すものでございます。

利益剰余金の部でございますが、当年度純利益は3億393万7,094円で、同額を当年度未処分利益剰余金とするものでございます。次に資本剰余金の部でございますが、Ⅰの県補助金は、1当年度発生高56万1,000円で当年度処分額がありませんので、2当年度末残高は、56万1,000円、Ⅱの受贈財産評価額は、1当年度発生高14億5,601万4,476円で、2当年度処分額3,221万6,478円を差し引き、3当年度末残高は14億2,379万7,998円、Ⅲその他資本剰余金は、1当年度発生高1億1,881万357円で当年度は処分額がありませんので、2当年度末残高は1億1,881万357円となり、翌年度繰越資本剰余金は15億4,316万9,355円でございます。

下は東海市民病院と東海市民病院分院の剰余金計算書で、利益剰余金の部、当年度未処分利益剰余金は8,222万9,521円、資本剰余金の部、翌年度繰越資本剰余金は8億9,010万7,467円でございます。

14ページは知多市民病院の剰余金計算書で、利益剰余金の部、当年度未処分利益剰余金は2億2,170万7,573円、資本剰余金の部、翌年度繰越資本剰余金は6億5,306万1,888円でございます。

15ページ、平成22年度西知多医療厚生組合病院事業剰余金処分計算書案で、1当年度未処分利益剰余金は、3億393万7,094円でございます。2利益剰余金処分額は、地方公営企業法第24条により2,220万円を減債積立金として積み立て、翌年度繰越利益剰余金を2億8,173万7,094円としようとするものでございます。

議長（井上正人）

東海市民病院管理課長。

東海市民病院管理課長（大西彰）

16ページをお願いいたします。平成23年3月31日現在の西知多医療厚生組合病院事業の貸借対照表でございます。

初めに資産の部でございますが、1固定資産(1)有形固定資産は、イ器械備品とロ車両の合計16億7,081万8,338円で、固定資産合計も同額の16億7,

081万8,338円でございます。2流動資産は(1)の現金預金から(3)の貯蔵品までの合計19億1,424万801円で、1固定資産合計と2流動資産合計を合わせた資産合計は、35億8,505万9,139円でございます。

次に負債の部、3流動負債は(1)未払金と(2)その他流動負債で、合計5億9,795万2,690円、負債合計も同額の5億9,795万2,690円でございます。

続きまして、資本の部でございますが、4資本金は(1)自己資本金と(2)借入資本金で、合計は11億4,000万円でございます。5剰余金の(1)資本剰余金は、イ県補助金からハその他資本剰余金までの合計15億4,316万9,355円、(2)利益剰余金は、イ当年度未処分利益剰余金の3億393万7,094円で、剰余金合計は18億4,710万6,449円でございます。したがって、4資本金合計と5剰余金合計を合わせました資本合計は29億8,710万6,449円で、負債、資本を合わせた負債資本合計は35億8,505万9,139円となり、16ページ一番下の資産合計と一致し、バランスシートとして成り立つものでございます。

続きまして18ページ、東海市民病院・東海市民病院分院の貸借対照表について説明いたします。

資産の部、1固定資産の合計は9億5,489万5,900円、2流動資産の合計は9億2,857万7,672円で、1固定資産合計と2流動資産合計を合わせました資産合計は18億8,347万3,572円でございます。

次に負債の部、3流動負債の合計は3億4,113万6,584円、次の資本の部、4資本金合計は5億7,000万円、5剰余金の合計は9億7,233万6,988円で、したがって4資本金合計と5剰余金合計を合わせました資本合計は15億4,233万6,988円、負債、資本を合わせた負債資本合計は18億8,347万3,572円となり、18ページ下の資産の合計と一致し、バランスシートとして成り立つものでございます。

続きまして20ページ、知多市民病院の貸借対照表でございます。

資産の部でございますが、1固定資産の合計は7億1,592万2,438円、2流動資産の合計は9億8,566万3,129円で、1固定資産合計と2流動資産合計を合わせました資産合計は17億158万5,567円でございます。

次に負債の部、3流動負債の合計は2億5,681万6,106円、次の資本の部、4資本金合計は5億7,000万円、5剰余金合計は8億7,476万9,461円で、したがって資本金合計と5剰余金合計を合わせました資本合計は14億4,476万9,461円となり、負債、資本を合わせた負債資本合計が17億158万5,567円となり、20ページ下の資産合計と一致し、バランスシートとして成り立つものでございます。

財務諸表の説明は以上で、33ページ以降のその他の書類につきましては御説明を省略させていただきます。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議賜りまして認定いただきますようお願い申し上げます。

議長（井上正人）

12時を回りまして昼食休憩の時間ですが、このまま会議を続行したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。では続けさせていただきます。

それでは次に、代表監査委員から決算審査の結果について御報告をお願いいたします。

代表監査委員。

代表監査委員（中田潔）

ではお許しをいただきまして、審査の報告をさせていただきます。

平成22年度西知多医療厚生組合一般会計、衛生事業特別会計及び病院事業会計決算の審査結果につきまして御報告を申し上げます。

地方自治法第292条において準用する同法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により組合管理者から審査に付されました決算につきまして、川崎一委員とともに審査を実施いたしました。一般会計及び特別会計の審査の方法は、各会計の歳入歳出の決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書に基づき、その計数の正否を確認するため関係諸帳簿を審査するとともに、予算の執行については地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条の規定の本旨に沿って、適正に実施されているかどうかについて審査を実施いたしました。

また、病院事業会計の審査方法は、経営内容を把握するためその係数の分析を行い、経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として、審査を実施いたしました。その結果につきましては、お手元に配付されております、平成22年度西知多医療厚生組合決算審査意見書のとおりでございます。

以上簡単ではございますが、決算の審査結果の報告といたします。

議長（井上正人）

それではこれより質疑に入ります。

質問数がたくさんある方は、4問程度に区切って行っていただきたいと思います。質疑の順番は、議会運営申合せにより原則、議席順となります。

まず、認定第1号「平成22年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定について」の質疑の発言を許します。

8番 大村聡議員。

8番 大村聡議員

6件ございますので、2件と4件に分けてお話しします。

初めに歳出ですが、11ページの1款1項1目議会費の9節旅費です。執行率が半分ぐらいでございますが、その内訳についてお願いします。

同じく、議会費の13節委託料、執行率が著しく少なくなっておりますけども、その理由について、まず2問お願いします。

議長（井上正人）

総務課長。

総務課長（蒲田重樹）

御質問の1点目でございますが、議会費の9節旅費の執行率は半分ぐらいであるが、その内訳についてでございますが、執行額の内容といたしましては、全額が議会行政視察特別旅費でございます。その内訳といたしましては、交通費が46万2,560円、日当が8万4,000円、宿泊料が21万7,000円でございます。当初予算におきましては、西知多医療厚生組合議会の行政視察先を青森県むつ市にございますむつ総合病院等とし、その交通費等を旅費として計上しておりました。しかし、視察先を改めて検討したところ、新病院の建設及び運営についてより参考になる病院ということで、群馬県富岡市にございます公立富岡総合病院と群馬県高崎市にございます高崎総合医療センターの二つの病院を視察いたしました。その結

果、その交通費の差額は執行残となったものでございます。

続きまして、2点目の議会費の委託料、この執行率が著しく少ない理由についてでございますが、執行額の内容といたしましては、会議録反訳委託料の3万1,500円でございます。当初予算におきましては、組合において共同処理する事務が、平成22年度から従来の「し尿処理施設の建設及び維持管理並びにこれらに附帯する事務」に、病院関係の「病院の建設及びこれに附帯する事務」、「病院施設の維持管理及びこれに附帯する事務」が加わったことにより、本会議での審議時間の増が見込まれたため、15時間分の反訳委託料を計上しておりました。しかし、臨時会など比較的短時間で終了した会議においては、職員が反訳を行ったため、反訳委託を行ったのは2.5時間分で、その結果12.5時間分の執行残となったものでございます。

以上でございます。

議長（井上正人）

8番 大村聡議員。

8番 大村聡議員

引き続き4件お願いします。

13ページの2款1項1目一般管理費ですが、4節の共済費、地方公務員災害補償基金負担金の執行率が半減しておりますが、理由と昨年度の実績についてお願いします。

同じく一般管理費の13節委託料ですが、当初予算には給与計算システム修正委託料が計上されていませんが、執行の理由及び内容についてお願いします。

同じく一般管理費の14節使用料及び賃借料、パソコン借上料の大幅減の理由についてお願いします。

それから17ページ、2款2項1目経営企画総務費、13節委託料の予算執行の内容が大幅に変更となっておりますが、変更に至った経緯と内容についてお願いします。

以上です。

議長（井上正人）

総務課長。

総務課長（蒲田重樹）

引き続き、大村議員の御質問にお答えさせていただきます。

御質問の3点目、地方公務員災害補償基金負担金の執行率が半減した理由及び昨年度の実績についてでございますが、執行額が半減した理由といたしましては、負担金割合の見直しでございます。平成21年度までは、当組合において共同処理をする事務が「し尿処理施設の建設及び維持管理並びにこれらに附帯する事務」だけございましたので、地方公務員災害補償基金負担金の額は全員が清掃事業職員の区分として1000分の3.34で算定しておりました。しかし、平成22年度以降においては、その共同処理をする事務に、「病院の建設及びこれに附帯する事務」、「病院施設の維持管理及びこれに附帯する事務」が追加されたことにより、21年度まで行っていました、「し尿処理施設の建設及び維持管理並びにこれらに附帯する事務」に従事している職員以外の職員につきましては、その他の職員の区分で1,000分の1.04で算定することになったものでございます。その率により減ったものでございます。次に、昨年度の実績でございますが、平成21年度におきましては、地方公務員災害補償基金負担金の当初予算額24万3,000円に対し、決算額26万5,433円で、流用により対応しているものでございます。

続きまして13節委託料、当初予算に給与計算システム修正委託料は計上されていないが、その理由及び内容についてでございますが、これは平成22年4月1日から施行されました労働基準法の改正により、1カ月60時間を超える時間外労働について、割増賃金率を50%以上に引き上げることとなったため、当初予算に計上されておりましたが、給与計算システムをその改正に合わせる必要が生じ、委託したものでございます。

御質問の5点目のパソコン借上料の大幅減の理由についてでございますが、パソコン借上料につきましては、平成22年度以前からのリース分と、平成22年度から増員された職員用のパソコン等として新たなリース分の2種類を計上しております。大幅な減額となったのは、このうち平成22年度からの新たなリース分でございます。これは予算積算時に、年度当初からリース契約を開始する予定だったパソコンを、組合構成市から一時的な措置として、8月末まで使用させていただくことができたことにより、5カ月分のパソコン借上料が不用となったこと、また、指名競争入札及び長期継続契約を活用することにより、安価に契約することができたことによるものでございます。

議長（井上正人）

経営企画課長。

経営企画課長（早川幸宏）

御質問の6点目、経営企画総務費の委託料の予算執行の内容が大幅に変更となっているが、変更に至った経緯及び内容についてでございますが、当初予算では委託料で3点計上いたしました。一つ目といたしましては、新病院基本構想等策定支援委託料として4,800万円、二つ目は医療現状調査委託料として210万円、三つ目としましては、会議録反訳委託料として31万5,000円を計上いたしました。

予算計上の一つ目の新病院基本構想等策定支援委託料につきましては、もともと新病院に関する内容のものと新病院開院までの過渡期に関する内容の2件の業務委託を発注予定したものを併せて予算計上したものでございます。変更したものではありませんが、業務内容などを勘案いたしまして、より明確にするため決算書で表記させていただきました。その1件目につきましては、新病院の基本構想・基本計画の企画立案等の支援業務でございます。2件目は、新病院開院までの過渡期における医療提供の課題整理等の支援業務として、医療等再編（過渡期）業務支援委託を発注したものでございます。

次に、予算計上の二つ目の医療現状調査委託料につきましては、新病院に求められる医療、診療科構成等につきまして、1次医療機関等の現状を調査し、計画に反映させるために、愛知県医師会総合政策研究機構に委託する予定でございましたが、打ち合わせの段階でこちらが望む成果の納入ができる見込みがないということが分かりました。また、これに代わるものとして、新病院基本構想・基本計画策定支援業務の委託の中におきまして、当医療圏の現状患者動向等を調査、分析し、将来の医療ニーズである、将来推計の患者数の算出や公的統計データ等の分析によりまして、現状調査及び将来推計が利用できる見込みとなったということにより委託を見合わせ、未執行としたものでございます。

予算計上の三つ目の会議録反訳委託料につきましては変更がございません。

以上です。

議長（井上正人）

大村議員よろしいですか。ほかにありませんか。

1 1 番 荻田信孝議員。

1 1 番 荻田信孝議員

それでは1問お願いします。

最初の13ページの2款1項1目の一般管理費、11節需用費ですけど、先ほど修繕料が多くなったということで公用車の事故という話がありましたけれども、その事故の対策についてお尋ねします。

議長（井上正人）

総務課長。

総務課長（蒲田重樹）

ただいまの御質問の答えですが、事故の対策といたしましては、職員に安全運転を心がけるようにということで、交通安全の喚起に努めているところでございます。

議長（井上正人）

よろしいですか。ほかにございませんか。

1 2 番 黒川親治議員。

1 2 番 黒川親治議員

3点お尋ねします。

歳出の11ページの1款1項1目議会費、13節委託料ですが、反訳委託料の内容につきましてはよく分かりました。今後、この予算をどのように反映させていくのか。平成23年については同じ予算を組まれておりますが、平成23年度には反映はできなかったというふうに聞いておりますが、今後、この結果をどうやって反映させていただけるのか。

それから15ページの2款2項1目経営企画総務費、3節職員手当等ですが、これも5人から3人になったということで減ったわけですけども、これも今後どういう形で反映されていくのか。

次に17ページの2款2項1目経営企画総務費、13節委託料、当初予算においては新病院基本構想等策定支援委託料として計上されていましたが、これを新病院基本構想等策定支援委託料及び医療等再編（過渡期）業務支援委託料の二つに途中で分けられておるんですけども、その理由についてお尋ねします。

以上です。

議長（井上正人）

総務課長。

総務課長（蒲田重樹）

黒川議員の御質問についてお答えさせていただきます。

今後の予算にどう反映させていくかでございますが、今日を含め、過去の本会議の時間等を調査し、それに基づいて時間当たりの単価は過去2年度同じ単価で契約しておりますので、ほぼその単価で、時間数については過去とこの本会議の時間等を考慮して、来年度予算に反映させていきたいと考えております。

議長（井上正人）

経営企画課長。

経営企画課長（早川幸宏）

御質問の経営企画総務費の職員手当等において、5人が3人になったがどう反映していくのかという御質問でございますが、予算編成の時期は年内であり、2月に予算の議決をしていただきます。人事の確定、内示等の発表が3月後半のためにタイムラグ等がどうしてもございます。今後、両市の人事担当等といろいろ打ち合わせ等をしまして、なるべく精度の高い予算編成に努めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、経営企画総務費の委託料において新病院基本構想等策定支援委託料を二つに分けた理由でございますが、当初予算の計上では新病院に関する内容のものと新病院開院までの過渡期に関する内容の2件の業務を委託する予定でございました。業務内容等を勘案し、より明確にするために、決算書では二つに分けて表記させていただいたものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（井上正人）

12番 黒川親治議員。

12番 黒川親治議員

17ページの2款の、この当初予算において支援委託料を二つに分けたと。今後ですけど、やはり予算段階でも分かれることは明確にしてほしいと思います。言い方はちょっと悪いんですけども、どんぶり勘定的な考え方ではないかね。予算書において1行増やすだけですので、予算のときでもちゃんと二つに分けて書いていただきたい。

以上です。

議長（井上正人）

経営企画課長。

経営企画課長（早川幸宏）

御質問の内容につきましては、今後の予算編成等で十分認識して対応していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（井上正人）

ほかにございませんか。

（「なし」の声）

ないようですので、認定第1号の質疑を終結いたします。

続きまして、認定第2号「平成22年度西知多医療厚生組合衛生事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑の発言を許します。

4番 神野久美子議員。

4番 神野久美子議員

歳出ですが、11ページ1款1項2目し尿処理費、11節需用費及び15節工事請負費における、薬品類の購入単価及び購入量の減に伴う需用費の減、競争入札による工事請負費の減の内容についてお伺いします。

議長（井上正人）

衛生センター所長。

衛生センター所長（蒲田重樹）

御質問の薬品類の購入単価及び購入量の減に伴う需用費の減、競争入札による工事請負費の減の内容についてでございますが、薬品類の単価の予算積算につきましては、2者以上から見積徴収を行い、一番安価な金額を予算計上いたしました。購入量につきましては、前年度の購入量を参考にし尿及び浄化槽汚泥の投入量の減少等を推測し、見込んだものでございます。実際の購入単価につきましては、年度当初に薬品ごとに4者以上から見積徴収を行い、一番安価な業者と単価契約を行ったため、予算単価を下回ったものでございます。また、投入量の減に伴い薬品の使用量が減り、薬品の購入量についても減となったものでございます。

次に、工事請負費につきましては、予算積算時に以前落札した業者を含め2者以上から見積徴収を行い、一番安価な金額に係数を掛けまして予算計上いたしました。実際に工事を行うときには、3者以上で指名競争入札又は見積徴収を行い、最低価

格を提示した業者との契約を行っているため、予算額を下回ることとなったものでございます。予算額に対して支払済額が減となっている工事はすべて該当することになりますが、このうち支出済額の減額が大きな工事は、遠心分離型脱水機修繕工事、汚水汚物渦巻ポンプ修繕工事、フライトコンベア修繕工事がございます。遠心分離型脱水機修繕工事においては、予算額518万7,000円に対し420万円の執行となりました。予算積算時には2者から見積徴収を行いました。入札においては3者で行い、一番安価な業者と契約いたしました。ほかの二つについても同様に契約した結果、予算執行残となったものでございます。

以上でございます。

議長（井上正人）

ほかにもございませんか。

8番 大村聡議員。

8番 大村聡議員

歳出11ページの1款1項1目事業総務費、19節の負担金、補助及び交付金における三河知多清掃施設連絡協議会負担金に関してですけれども、活動内容についてお願いします。

議長（井上正人）

衛生センター所長。

衛生センター所長（蒲田重樹）

御質問の三河知多清掃施設連絡協議会負担金に関して、その活動内容についてでございますが、三河知多清掃施設連絡協議会につきましては、西三河地区、知多地区の清掃施設が相互援助、施設の管理運営の向上及び情報交換を行うことを目的とする会でございます。活動内容といたしましては、会の目的を達成するため、環境衛生に関する調査研究事業、所属施設の向上を図るための各種情報交換事業として研修会などが開催されております。

以上でございます。

議長（井上正人）

ほかにもございませんか。

9番 江端菊和議員。

9番 江端菊和議員

それでは1件お願いをしたいと思います。

全体でですが、この施設は建設後15年ほどたっているという理解をしておるんですけども、22年度も約9,000万円かけて計画修繕してみえるんですが、今後の見通しについてお願いしたいと思います。

議長（井上正人）

衛生センター所長。

衛生センター所長（蒲田重樹）

御質問の施設は建設後15年ほどたっているがということでございますが、耐用年数につきましては、建物、槽、処理機器などいろいろな耐用年数がありますが、基本的な考えといたしましては、全体として20年程度というふうに考えてはおります。施設の更新のためのコストが多額であり、また投入量が減少していく等を考慮した場合、この施設を建て替えることなく、延命を図ることが組合にとっては最善ではないかと考えております。そのために処理機器の性能を維持させるべく、オーバーホールなどの維持補修、また保守点検が重要であると考えております。これらのことにつきましては、設備設置当初からの情報、また現場での今までの施設管理業務からの判断により、処理機器を効率的に、また性能維持させるため、し尿処理施設機器修繕計画を作成し、その計画に沿って維持管理を行っております。

以上でございます。

議長（井上正人）

ほかにございますか。

11番 荻田信孝議員。

11番 荻田信孝議員

それでは1問お願いします。歳出11ページの1款1項2目し尿処理費の12節の役務費のところですけども、チェンブロック、酸素濃度測定器、重油地下タンクそれぞれの点検内容及び点検周期についてお尋ねします。

議長（井上正人）

衛生センター所長。

衛生センター所長（蒲田重樹）

御質問のチェンブロック、酸素濃度測定器、重油地下タンクそれぞれの点検内容と点検周期についてでございますが、一つ目のチェンブロックにおける点検の

内容といたしましては、電動チェーンブロック 2 台の構造部分、機械部分、電気部分の異常の有無、つりチェーンの異常の有無、荷重試験等 38 項目の点検を実施しております。点検周期につきましては、クレーン等安全規則第 34 条第 1 項の規定に基づき、毎年実施しております。

二つ目の酸素濃度測定器においては、点検の内容といたしましては、メタン用、酸素用、硫化水素用のセンサー 3 個と乾電池 2 本の交換及び交換後のセンサーの感度校正でございます。点検周期につきましては、こちらも毎年実施しております。

三つ目の重油地下タンクにおける点検の内容といたしましては、タンクの漏えい検査でございます。検査を行うとともに、タンクの内部の清掃及び廃油の処理も併せて行っております。点検周期につきましては、消防法により 3 年に 1 回の点検を行い、内部の清掃及び廃油の処理については 6 年に 1 回行っております。

以上でございます。

議長（井上正人）

ほかにございませんか。

12 番 黒川親治議員。

12 番 黒川親治議員

2 点だけ質問します。

歳出の 11 ページですが、1 款 1 項 2 目し尿処理費、11 節需用費ですが、消耗品費における主な薬品の使用量と、し尿等の投入量の状況について、これにつきましては当然投入するし尿等の温度が四季によって違いますよね。それにより薬品の使用量というのは若干変わってくるかなと思いますが、お尋ねしたいと思います。

それから二つ目は、主要施策報告書の中の 15 ページ、生し尿の処理費用並びに浄化槽汚泥のうち単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽の処理費用について、特に単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の処理費用が変わっているか、お尋ねします。

以上です。

議長（井上正人）

衛生センター所長。

衛生センター所長（蒲田重樹）

御質問の 1 点目、消耗品費における主な薬品の使用量と、し尿等の投入量の状況ということでございますが、主な薬品であります凝集剤のカチオン、塩化第二鉄、

また水処理用の水酸化ナトリウムにつきまして御説明させていただきます。平成22年度の年間薬品使用量、カチオンですが、こちらにつきましては3,210キログラム、塩化第二鉄が8万7,864キログラム、水酸化ナトリウムが10万9,504キログラムでございます。し尿等の平成22年度の年間投入量が3万5,278.83キロリットルでしたので、比率のほうで申し上げますと、し尿1キロリットル当たりの薬品使用量、カチオンが約0.11キログラム、塩化第二鉄が約2.88キログラム、水酸化ナトリウムが約3.59キログラムとなります。

なお、現在の処理施設では、活性微生物の反応熱で処理水の温度が下がらないため、季節的な変動による薬品の注入量の変化はありませんので、よろしく願いいたします。

引き続き、生し尿の処理費用並びに浄化槽汚泥のうちの単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽の処理費用についてでございますが、衛生センターでは生し尿と浄化槽汚泥に分類して投入量の集計を行っております。しかし、浄化槽汚泥につきましては、単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の区別なく収集され、投入されているのが現状で、単独及び合併処理浄化槽それぞれの投入量の具体的な数値は把握してございません。しかし、組合構成市におけます平成22年度分の各浄化槽人口の数値によりますと、東海市では単独処理浄化槽人口が2万4,455人、合併処理浄化槽人口が5,788人、知多市におきましては、単独処理浄化槽人口が1,739人、合併処理浄化槽人口が6,233人でありましたので、合計いたしますと、単独処理浄化槽人口が2万6,194人、合併処理浄化槽人口6,411人となり、比率的には単独処理浄化槽が約4分の3、合併処理浄化槽約4分の1と推計されます。したがって処理費用につきましては、生し尿分が14.53%、浄化槽汚泥分の合計が85.47%ですので、浄化槽汚泥のうち単独処理浄化槽分が約64%となり、合併処理浄化槽分が約21%と推計されます。

以上でございます。

議長（井上正人）

12番 黒川親治議員。

12番 黒川親治議員

監査委員意見書には今後合併処理浄化槽が増えると、そうするといわゆる汚泥部分が増えるという報告がありましたね。それについて基本的な処理費用とし

てはどれぐらい増えていくのか、その辺の試算をされているのでしたらよろしくお願ひしたいと同時に、西知多医療厚生組合の説明書がここにあるんですけども、受入貯留設備については、し尿も浄化槽汚泥も一緒にということになってるわけですが、実際聞いてみると別々に入れてるという話を聞いたんですが、どっちが本当なんでしょうか。

議長（井上正人）

衛生センター所長。

衛生センター所長（蒲田重樹）

先ほどの処理費用につきましては、正確な数値のほうは把握してございません。それとあと表記のほうですが、受け入れは生し尿と浄化槽汚泥を分けて行っております。生し尿と浄化槽という形で、でございます。

議長（井上正人）

ほかにございませんか。

（「なし」の声）

ないようですので、これで認定第2号の質疑を終結いたします。

続きまして、認定第3号「平成22年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算認定について」の質疑の発言を許します。

4番 神野久美子議員。

4番 神野久美子議員

事業報告ですけれども、24ページの財務会計システムの統合や業務委託の統合、薬品・診療材料の共同購入に向けての準備の進捗状況についてお伺いします。

議長（井上正人）

東海市民病院管理課長。

東海市民病院管理課長（大西彰）

財務会計システムの統合や業務委託の統合、薬品・診療材料の共同購入に向けての準備の進捗状況についてでございますが、財務会計システムの統合につきましては、平成22年度にシステムの修正委託を行い、平成23年度予算編成から共同実施をしております。業務委託の統合につきましては、医事業務等委託、給食業務委託、医療ガス配管設備保守委託、廃棄物処理委託について仕様書を統一し、3病院を併せた業務として見積徴収を行い、平成23年度から業務委託の契約をしております。

ます。薬品・診療材料の共同購入につきましては、3病院で使用している薬品・診療材料の名称や購入単位にばらつきがあったため、各病院で使用している材料を日本工業規格の標準商品コードで分類し、3病院共通の薬品・診療材料リストを作成しました。この作成したリストによりまして見積徴収を実施し、平成23年度から3病院同じ単価で購入をしております。

以上でございます。

議長（井上正人）

ほかにございませんか。

8番 大村聡議員。

8番 大村聡議員

それでは3点お願いします。

初めに収入ですが、34ページ、35ページ。34ページの1款1項3目その他医業収益、3節の医療相談収益と、35ページ2款1項3目その他医業収益、3節医療相談収益、東海市民病院、知多市民病院それぞれの間ドック、個人健診の受診者数、また、内容についてお願いします。併せて両市民において大きな隔たりがございますので、相違についてお願いいたします。

支出です。37ページ、1款1項3目経費、24節委託料、公営企業会計システム修正委託料について、統合に伴うものであれば知多市民病院に計上があってもいいのかなと思いますが、計上されていない理由についてお願いします。

最後3点目、40ページです。2款1項3目経費、26節交際費、知多市民病院の院長交際費が東海市民病院に比べて倍近くございますが、主な内訳についてお願いします。

以上です。

議長（井上正人）

東海市民病院業務課長。

東海市民病院業務課長（岡田光史）

大村議員の質問の間ドック、個人健診の受診者、内容等についてでございますが、東海市民病院では間ドックを初め、企業健診、学校健診などを実施しております。間ドックは身体測定、血液、尿、便、心電図の項目に胃透視、腹部超音波検査、眼底検査などを足したもので、2,783人。企業健診は身体測定、血液、

尿、便、心電図などで、集計項目の重複などにより延べ人数となりますが、2万4,244人。学校健診は東海市内の小中学校18校の児童・生徒・教職員の尿検査と便検査などで1万483人が受診しています。そのほかに延べ人数で、1,120人が胸部レントゲン、検便など単項目の検査を受けられました。

議長（井上正人）

知多市民病院医事課長。

知多市民病院医事課長（新海本綱）

知多市民病院におきましては、人間ドックの内容は東海市民病院とほぼ同じですが、腹部超音波検査がオプションである代わりに、婦人科検査又は前立腺がん検査を項目に加えております。受診者数は1,029人で、内訳は企業、市職員ドックが851人、個人ドックが178人でした。また、企業健診も内容は各企業により若干違いがございますが、同様に実施しており、受診者数は1,568人でした。そのほか集団予防接種を実施しており、1,130人が受診されました。

議長（井上正人）

東海市民病院業務課長。

東海市民病院業務課長（岡田光史）

両市民病院において大きな隔たりがあるが、違いについてでございますが、東海市民病院は健康管理センターとして診療部門とは別に健診部門を設置し、巡回健診も行っていますが、知多市民病院では病院医師が兼務で健診を実施していることなど、施設規模や実施内容に違いがあり、人間ドック、企業健診などの受診者数に差があります。その結果、両市民病院の決算額に大幅な差が生じております。

議長（井上正人）

東海市民病院管理課長。

東海市民病院管理課長（大西彰）

公営企業会計システム修正委託が知多市民病院に計上されていない理由でございますが、この修正委託は知多市民病院の公営企業会計システムを東海市民病院の本院、分院で利用できるように、東海市民病院の事務職員の事務用パソコンの設定などを修正する業務委託でございますので、知多市民病院は必要ないことから計上がないものでございます。

以上でございます。

議長（井上正人）

知多市民病院管理課長。

知多市民病院管理課長（竹内慎二）

東海市民病院と知多市民病院の院長交際費の主な内訳についてでございますが、東海市民病院の院長交際費の内訳は、関係大学等を訪問するときの手土産代など26万3,545円、医師確保などに伴うものが6万5,150円、慶弔費が3万円でございます。

知多市民病院の院長交際費の内訳は、関係大学等を訪問するときの手土産などが45万4,211円、臨床研修医など医師確保に伴うものが14万2,629円、その他看護師養成所等の訪問時に手土産などが1万1,239円でございます。

以上です。

議長（井上正人）

よろしいですか。ほかにございませんか。

9番 江端菊和議員。

9番 江端菊和議員

それでは事業報告の中から3件お願いします。

24ページですが、1件目は知多市院病院の小児科の入院診療を東海市民病院に集約をしましたが、その効果について。

2件目は急性期看護補助体制加算などの新たな施設基準の取得を行いました、その効果について。

3件目は病院間の連携協力の状況についてお聞きをします。

議長（井上正人）

知多市民病院医事課長。

知多市民病院医事課長（新海本綱）

小児科の入院診療を東海市民病院に集約した効果についてでございますが、両市民病院の経営統合による医療機能連携を進める観点から、平成22年11月以降、知多市民病院の小児科の入院診療を東海市民病院本院へ集約して実施しております。知多市民病院では3階病棟閉鎖以来、小児科の入院については外科系の混合病棟での取り扱いとしてきました。小児科は感染症患者も多く、手術後の感染症対策などに配慮した診療を行ってきました。経営統合を機に両院の連携を深めるとともに、

これらの療養環境問題の解消を図るため、東海市民病院本院の専門病棟へ集約したもので、医療機能の強化が図られたとともに、患者さんにとっても療養環境が向上し、安心した医療を常に提供できるようになったものですのでよろしくお願いいたします。

次に、22年度に新たに取得した施設基準でございますが、急性期看護補助体制加算、医師事務作業補助体制加算、栄養サポートチーム加算がございます。急性期看護補助体制加算は、必要数を超過して配置している看護職員を看護補助者とみなして算定できるようになったもので、知多市民病院では平成22年5月から算定し、3,428万7,600円の効果がありました。また、東海市民病院本院でも平成22年7月から算定し、1,983万6,000円の効果がありました。医師事務作業補助体制加算は、知多市民病院において平成22年5月から算定し、429万5,940円の効果がありました。栄養サポートチーム加算も、知多市民病院において平成22年6月から算定し、381万2,000円の効果がありました。

なお、いずれも病院勤務医及び看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に対する体制を確保したことが評価されたものでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（井上正人）

知多市民病院管理課長。

知多市民病院管理課長（竹内慎二）

病院間の連携協力の状況についてでございますが、診療科におきましては、小児科の入院診療を知多市民病院から東海市民病院へ集約したことや、高度で専門的な技術を要する治療を相互の病院間において医師が相互に協力するなど連携を進めております。看護師、助産師につきましては、東海市民病院から知多市民病院に看護師3人が、知多市民病院から東海市民病院に助産師3人が研修交流を実施するなど連携を進めました。財務会計システムにつきましては、予算編成事務を初めとする会計事務を東海市民病院本院及び分院並びに知多市民病院で同一の公営企業会計システムが使用できるように統合を、業務委託の統合につきましては、平成23年度当初から委託できるよう給食業務委託、医療廃棄物等処理委託などの準備を進めました。また、薬品・診療材料につきましては、納入価の比較を行い、統合によるスケールメリットを生かした価格交渉や両病院の統一単価を決定するため、薬品・診療材料の物品データの整備を実施し、共同購入の準備を進めました。

議長（井上正人）

ほかにございませんか。

1 1 番 荻田信孝議員。

1 1 番 荻田信孝議員

それでは2問お願いします。

まず事業報告のところ、31ページです。重要契約要旨において、当初予算に計上されておりました高圧蒸気滅菌装置が決算書に記載されていないんですけども、その経緯について。

2問目ですけども、支出の36ページ、1款1項1目給与費、3節賃金と、39ページ、2款1項1目給与費の3節賃金、これは両市民病院における新規採用職員前研修の賃金の関係ですけども、当初予算に比べると減となってる経緯について。

以上2問お願いします。

議長（井上正人）

東海市民病院管理課長。

東海市民病院管理課長（大西彰）

当初予算に計上されていた高圧蒸気滅菌装置が決算書に記載されていないが、その経緯についてでございますが、高圧蒸気滅菌装置につきましては修理不可能な既存機器の更新として予定をしていました。しかしながら、購入事務を進める中で新病院でも利用可能で、移設も容易であるプラズマ滅菌機への予算内容を変更したものでございます。

議長（井上正人）

知多市民病院管理課長。

知多市民病院管理課長（竹内慎二）

両病院における新規採用職員採用前研修賃金が当初予算と比べて減となった経緯についてでございますが、東海市民病院では採用前に実際の現場で実務を通じ研修するもので、予算は1日6人分を予定しましたが、2人分の支出になったことにより、また、知多市民病院では新規採用職員に対し地方公務員に必要な基礎知識や業務に必要な知識を習得させるための研修で、予算は4日12人分を予定しましたが、研修期間のうち2日を派遣元の知多市で実施したため、知多市民病院で2日10人分の支出になったことにより減となったものであります。

議長（井上正人）

1 2 番 黒川親治議員。

1 2 番 黒川親治議員

2 点だけ質問いたします。

1 点目は事業報告の 2 4 ページ、医師の相互協力や研修交流、この内容については先ほど一般質問の中で島崎議員から質問ありましてよく分かったんですけども、実際現場を預かっている知多市民病院院長と東海市民病院院長にお尋ねしたい。私は知多市民病院しか行ってないのですが、看護師とか医師の意欲が大分減っておるんじゃないかと感じています。現場を預かる両病院の院長先生としては、今回の両病院の意思疎通を図るためのいろいろな研修についてどういうふうにお考えになっているのか。実際のことを正直に話していただきたい。

それから二つ目は、収入の 3 4 と 3 5 ページの医療相談収益、これについては先ほど質問がありましたので内容についてはよろしいですが、これというのは非常に収入として期待のできる部分だと思います。民間の病院なんかでは、もちろん設備もしっかりしていますけど、サービス内容がかなりよくなっていると感じます。そういうことを含めて、今後のサービスに対してどういうお考えになっているのかお尋ねしたいと思います。

以上です。

議長（井上正人）

知多市民病院長。

知多市民病院長（種廣健治）

両病院の医師初め看護師等の人事交流等についての黒川議員のお尋ねにお答えいたします。実際、診療の場では現状は非常に両病院とも少ないスタッフで、ドクターはもちろんのこと看護師も非常に限られた、例えば知多市民病院では以前は 7 対 1 看護ができていましたがそれが維持できない、また当直業務や救急医療も非常に忙しい状況であり、本来なら両病院がそれぞれ補い合うような形で人事交流ができればいいんですが、実際はなかなか難しいところがあるのではないかと思います。現状では、例えば循環器内科などで、専門医が両病院間を移動して、それぞれの診療に当たるということを行っておりますし、看護師につきましては、先ほど答弁にもありましたように、両病院で看護師の数名ではありますけれど、交流が始まって

いる現状です。決して十分とは言えませんが、一步一步前進していると思っております。

医療機能の向上についてですが、知多市民病院におきまして重点を置いているところはチーム医療です。看護師、ドクターその他コメディカルのスタッフ不足に起因するところがありますが、チーム医療でお互いの職種の不足を補っていくことによって患者さんの医療サービス、看護サービスというものを向上させるように努力しているところでございます。

以上です。

議長（井上正人）

東海市民病院長。

東海市民病院長（千木良晴ひこ）

内容に関してはほぼ同じですが、黒川議員の言われた意欲がそがれているのではないかということについては、全くそういうことはございません。やはり新しい病院を目指して病棟のスタッフもそれを楽しみにし、病院移転に関しては非常な負担が当院としてもありますが、それを乗り越えて当初の目的である新しい病院を目指して、非常にみんな頑張っていますので、御安心ください。

議長（井上正人）

知多市民病院医事課長。

知多市民病院医事課長（新海本綱）

人間ドックを受けた方へのサービスの向上、そして収益を上げることにつきますが、検査機器の更新や新規購入などのタイミングに合わせまして、受診者から要望が多い検査などを順次追加し、選択を可能にするなど検査内容の充実を図りまして、利用者の拡大に努めてまいりたいと考えております。

議長（井上正人）

12番 黒川親治議員。

12番 黒川親治議員

人間ドックについては、私は検査内容を充実することも必要だと思うんですが、違う形でのサービスを言ったつもりなんですけどね。例えば人間ドックを受けたら豪華なランチが出るとかね、そういうものを含めて全体的なサービスの状況の中で集客を図ることが病院経営にもプラスになるというふうに考えてそういう質

問をしたのですが。

以上です。

議長（井上正人）

知多市民病院医事課長。

知多市民病院医事課長（新海本綱）

ランチなどのお話につきましては、今後の検討材料にさせていただきます。

議長（井上正人）

ほかにございませんか。

（「なし」の声）

ないようですので、これで認定第3号の質疑を終結いたします。

以上で質疑は終了いたしました。

時間も長時間になって恐縮でございますが、これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

12番 黒川親治議員。

12番 黒川親治議員

私は認定1号、平成22年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定について反対の立場で討論いたします。

今回の決算は、平成22年度4月から東海市、知多市の市民病院が経営統合されたため、従来のし尿処理事業に加えて病院事業を行うことによる初年度の決算になります。東海市、知多市の市民病院統合により新たな病院建設が迫っていますが、新病院建設は184億円、基本構想・基本計画を見ますと両市民に大きな負担をかけるものとなっています。医師の確保が将来にわたってできる確約もないことなどは、納得できるものではありません。また、本決算には市民の合意もできていない新病院建設推進のための新病院基本構想等策定支援委託料、新病院建設費として地域懇話会報償費などが含まれており、認めるわけにいきません。

以上の理由を述べ、反対討論とします。

議長（井上正人）

ほかにございませんか。

11番 荻田信孝議員。

11番 荻田信孝議員

議長のお許しをいただきましたので、認定1号、平成22年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定について賛成の立場で討論いたします。

平成22年度から西知多医療厚生組合が新たに共同処理する事務として、病院の建設及びこれに附帯する事務、病院施設の維持管理及びこれに附帯する事務が追加されたことにより、決算額は平成21年度に対して7倍以上になっています。歳入では、その費用に対する組合構成市からの負担金の増、歳出ではこれらの事務に対する費用や病院事業会計への繰出金等が新たに発生したもので、特に病院の建設及びこれに附帯する事務については、この事務に係る人員増、平成22年度に策定した新病院建設基本構想・基本計画の費用等によるものです。新病院は救急医療や質の高い医療サービス、地域医療連携の充実など地域完結型の中核病院を目指し、開院に向け準備を進めているところです。市民の命と健康を守るためには新病院建設は不可欠と考えており、患者や医療スタッフに魅力ある病院運営に取り組みられることを強く要望いたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

議長（井上正人）

ほかにございませんか。

12番 黒川親治議員。

12番 黒川親治議員

私は認定3号、平成22年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算認定について反対の立場で討論いたします。

本決算は、新病院建設までの過渡期の対応としての東海市、知多市の市民病院の経費を計上されたものであり、あくまでも新病院建設を推進するためのものであります。新病院建設については東海市・知多市病院連携等協議会の中間報告を受け、平成21年11月6日に東海市、知多市の両市長が両市民病院の一部事務組合による共同経営について合意したことによります。しかし、この決定に至るまでの経緯は、市民参加は形ばかりの協議会による中間報告を根拠に、あたかも市民合意が得られたごとく進められ、日本共産党知多市議員団は議会においても市民合意のための市民アンケートの必要性を提案してきましたが、知多市長は市民の皆さんは賛成していると、我々の要求を無視していました。一般質問で述べたように、市民の意見、建設是非の声を聞いていないこと、両市民病院に働く職員の意見を聞いていないこと、医師の確保の保証がないこと、毎年落ち込む税込、さらに新病院建設費や

運営費の負担は市の財政を悪化させるのは火を見るより明らかであります。特に、知多市民病院は建設されて30年たっていません。建物の耐用年数から見て十分です。しかも4年前には、約10億円をかけて外来棟が建設されています。新病院建設より東海市、知多市の市民病院の医療連携を進め、現市民病院を充実させることが本来の地域を守ることになります。新病院建設をやめ、両市民病院を存続させることです。

以上のことで、私は本決算が新病院建設推進のためのものであり、反対し、討論とします。

議長（井上正人）

ほかにございませんか。

9番 江端菊和議員。

9番 江端菊和議員

それでは、認定3号、平成22年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算認定について賛成の立場で討論いたします。

東海市民病院と知多市民病院は、平成22年度に西知多医療厚生組合に経営統合をしました。統合した初年度は医療機能、病院機能を生かした連携、経営改善など新病院建設までの過渡期の対応に取り組み、厳しい医療環境のもとであるものの、収益的収支においては3億393万7,094円の純利益を計上しております。これは両院長初め職員一丸となって取り組んだ結果であると考えております。両病院とも私たち市民生活に欠くことのできない大変重要な施設であります。今後も地域医療の中核をなす基幹病院として、良質な医療サービスの提供と、効率的、合理的な経営努力を切望し、私の賛成討論とさせていただきます。

議長（井上正人）

ほかにございませんか。

（「なし」の声）

ないようですので、これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

まず日程第6、認定第1号「平成22年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定について」原案のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

ありがとうございました。挙手多数でございます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

続きまして、日程第7、認定第2号「平成22年度西知多医療厚生組合衛生事業特別会計歳入歳出決算認定について」原案のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

続いて、日程第8、認定第3号「平成22年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算認定について」原案のとおり認定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

ありがとうございました。挙手多数でございます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

引き続き、恐縮でございます。日程第9、同意第3号「副管理者の選任について」を議題といたします。

(渡辺正敏副管理者 退席)

同意案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明をお願いいたします。

総務部長。

総務部長（下村一夫）

ただいま上程になりました、同意第3号「副管理者の選任について」の御説明を申し上げます。

現副管理者の渡辺正敏氏は、11月23日をもって任期満了となりますが、引き続き副管理者として選任いたしたいので、西知多医療厚生組合規約第9条第2項の規定により組合議会の御同意をいただきますようお願いするものでございます。渡辺正敏氏は現在知多市の副市長でございまして、略歴はお配りいたしております参考資料のとおりでございます。

よろしく御審議の上、同意賜りますようお願いいたします。

議長（井上正人）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

(「なし」の声)

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

(「なし」の声)

ないようですので、これで討論を終わります。

これより採決いたします。

同意第3号「副管理者の選任について」原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

退席中の渡辺正敏副管理者の入場を求めます。

(渡辺正敏副管理者 着席)

ただいま副管理者に選任されました渡辺正敏副管理者からごあいさつをお願いいたします。

渡辺副管理者。

副管理者(渡辺正敏)

議長のお許しを得ましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま西知多医療厚生組合の副管理者として再び御選任をいただき、その重責を引き続き担わせていただくこととなりました知多市副市長の渡辺でございます。今後とも組合の発展のため誠心誠意努力をしてまいる所存でございますので、引き続き皆様からの御支援、御協力をいただきますようお願いを申し上げます。簡単ではございますがごあいさつにかえさせていただきます。

どうぞよろしく願いをいたします。

議長(井上正人)

ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

ここで管理者から発言の申し出がありますので、この際これを許します。

管理者。

管理者（加藤功）

議長のお許しを得ましたので、第4回定例会の閉会に当たりまして一言御礼のあいさつを申し上げます。

本日は、慎重に御審議をいただき御議決、御認定、また御同意を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。今後とも議員各位に一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますがあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

議長（井上正人）

これもちまして、平成23年第4回西知多医療厚生組合議会定例会を閉会いたします。長時間にわたり御協力ありがとうございました。

（11月4日 午後1時10分閉会）

地方自治法第292条において準用する同法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年11月4日

西知多医療厚生組合議会 議長 井上正人

4番署名議員 神野久美子

14番署名議員 大島大東